

置権に限る。)の被担保債権であつて更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの又は第八項各号に掲げるもの(共益債権であるものを除く。)のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時における時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう。ただし、当該被担保債権(社債を除く。)のうち利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請求権の部分については、更生手続開始後一年を経過する時(その時までに更生計画認可の決定があるときは、当該決定の時)までに生ずるものに限る。
この法律において「更生担保権者」とは、更生担保権を有する者をいう。ただし、次章第二節において「更生債権等」とは、更生債権又は更生担保権をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものをいう。
この法律において「更生債権者等」とは、更生債権者又は更生担保権者をいう。ただし、次章第二節においては、開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となるものをいう。
この法律において「更生会社財産」とは、更生会社に属する一切の財産をいう。
この法律において「租税等の請求権」とは、国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて、共益債権に該当しないものをいう。
(外国人の地位)
外国人又は外国法人は、更生手続に関し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。
(更生事件の管轄)
第四条 この法律の規定による更生手続開始の申立ては、株式会社が日本国内に営業所を有するときに限り、することができる。
第五条 更生事件は、株式会社の主たる営業所の所在地(外国に主たる営業所がある場合にあつては、日本における主たる営業所の所在地)を管轄する地方裁判所が管轄する。
第六条 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
第七条 第一項の規定にかかると認めると、裁判所の総株主の議決権(株主総会において

決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。
一 更生手続開始の申立てに係る株式会社の営業所の所在地を管轄する地方裁判所
二 前号の株式会社の財産の所在地(債権についての譲り受けた場合にあっては、譲り受けた場合の所在地を管轄する地方裁判所)
三 第五条第二項から第六項までに規定する地方裁判所
(任意的口頭弁論等)
裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な調査をすることができる。
裁判所は、必要があると認めるときは、開始手続開始の申立ては、子株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。
この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける当該株式会社(以下この項及び次項において「親株式会社」といいう。)についての議決権を含む。(以下同じ。)の過半数を有する場合には、当該他の株式会社(以下この項及び次項において「子株式会社」といいう。)について更生事件が係属しているときにおける子株式会社についての更生手続開始の申立ては、親株式会社の更生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
(電子情報処理組織による申立て等)
第八条の三 更生手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の公示送達の方針に掲示してする。
第八条の四 更生手続における申立て等の申述(以下この条において「申立て等」という。)は、(電子情報処理組織による申立て等)
第八条の五 更生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に

係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(不服申立て)

更生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

(公告等)

第十一条 この法律の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

3 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもつて、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

4 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の関係人に對して当該裁判の告知があつたものとみなす。

5 前一項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

(事件に関する文書の閲覧等)

第十二条 利害關係人は、裁判所書記官に対し、この法律において準用する他の法律を含む)の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」といいう)の閲覧を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害關係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、許可又は裁判のいずれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。た

だし、当該者が更生手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 開始前会社以外の利害關係人 第二十四条

第一項若しくは第二項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する包括的禁止

条の第二項に規定する監督命令、第三十九

条の二第一項の規定による保全処分又は更生

手続開始の申立てについての裁判

二 開始前会社 更生手続開始の申立てに関する口頭弁論若しくは開始前会社を呼び出す審

尋の期日の指定の裁判又は前号に定める命令、保全処分 許可若しくは裁判

(支障部分の閲覧等の制限)

第十三条 次に掲げる文書等について、利害關係人がその閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という)を行うことにより、更生会社(開始前会社及び開始前会社又は更生会社であつた株式会社を含む。以下この条において同じ。)の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分(以下この条において「支障部分」という)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した保全管理人、管財人又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び更生会社(管財人又は保全管理人が選任されている場合にあつては、管財人又は保全管理人。次項において同じ。)に限ることができる。

一 第三十二条第一項たゞし書、第四十六条第一項前段又は第七十二条第二項(第三十二条第一項において準用する場合を含む)の許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見陳述に係る文書等

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害關係人(同項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求

る要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

(破産手続開始等の申立義務と更生手続開始の申立て)

第十四条 他の法律の規定により株式会社の清算命令、第二十八条第一項の規定による保全処分、第二十九条第三項の規定による中止の命令、第二十五条第二項に規定する保全管理命令、第三十九条第二項に規定する監督命令、第三十九条の二第一項に規定する保全処分又は更生手続開始の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をす

ることができる。

三 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

四 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をす

ることができる。

五 第一項の規定による決定を除き、更生手続に関しても、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九

六項、第百三十三条の三第二項、第一百五十一項、第百三十三条の三第二項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十二条第二項及び第一百三十二条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第十五条 及び第十六条 削除

第二章 更生手続開始の申立て及びこれに伴う保全措置

第一節 更生手続開始の申立て

(更生手続開始の申立て)

第十七条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実(次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。)があるとき

は、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

一 破産手続開始の原因となる事実が生ずるお

それがある場合

二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を來すおそ

れがある場合

見陳述に係る文書等

3 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害關係人(同

項の申立てをした者及び更生会社を除く。次項において同じ。)は、支障部分の閲覧等の請求

をすることができる。

二 第八十四条第二項の規定による報告又は第一百二十五条第二項に規定する調査若しくは意見の聴取等

3 第二十二条 裁判所は、第十七条の規定による更生手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は更生手続開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、開始前会社の使用者の過半数を組織する労働組合があるときはその労働組合、開始前会社の使用者の過半数で組織する労働組合がないときは開始前会社の使用者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬ。

2 第十七条第二項の規定により債権者又は株主が更生手続開始の申立てをした場合において

ある事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをするこ

とができる。

二 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に當たる債権を有する債権者

三 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

(破産手続開始等の申立義務と更生手続開始の申立て)

第十八条 他の法律の規定により株式会社の清算

命令、第二十九条第三項の規定による中止の命

令、第二十五条第二項に規定する監督命令、第三十九条の二第一項に規定する保全処分又は更生

手続開始の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をす

ることができる。

二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

(破産手続開始等の申立義務と更生手続開始の申立て)

第十九条 清算中、特別清算中又は破産手続開始の申立てをするときは、株主

が当該株式会社に對して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、更生手續開始の申立てをすることを妨げない。

(解散後の株式会社による更生手續開始の申立て)

第二十条 清算中、特別清算中又は破産手続開始の申立てをするときは、株主

が当該株式会社に對して破産手續開始の申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使しができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとのみなされる株式についての議決権を含む)の数をも疎明しなければならない。

(疎明)

第二十一条 清算中、特別清算中又は破産手續開始の申立てをするときは、株主

が申立てをするときは、その有する債権の額又は議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使しができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとのみなされる株式についての議決権を含む)の数をも疎明しなければならない。

(費用の予納)

第二十二条 裁判所は、第十七条の規定による更生手續開始の申立てをするときは、申立て人は、更生手續の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に對しては、即時抗告をすることができる。

(意見の聴取等)

第二十三条 裁判所は、第十七条の規定による更生手續開始の申立てがあつた場合には、当該申立てを棄却すべきこと又は更生手續開始の決定をすべきことが明らかである場合を除き、当該申立てについての決定をする前に、開始前会社の使用者の過半数を組織する労働組合があるときはその労働組合、開始前会社の使用者の過半数で組織する労働組合がないときは開始前会社の使用者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならぬ。

2 第十七条第二項の規定により債権者又は株主が更生手續開始の申立てをした場合において

ある事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手續開始の申立てをするこ

とができる。

二 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に當たる債権を有する債権者

三 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

(破産手續開始等の申立義務と更生手續開始の申立て)

うになつたときは、更生債権者等は、当該債権届出期間内に限り、更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

更生債権者等が更生手続開始当时更生会社に對して負担する債務が賃料債務である場合に、更生債権者等は、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務（前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。）については、更生手続開始時にその弁済開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の規定により更生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

前項に規定する場合において、更生債権者等が、更生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務について、更生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、更生債権者等が有する敷金の返還請求権は、更生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額（同項の規定により相殺をする場合には、相殺により免れる賃料債務の額を控除した額）の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

（相殺の禁止）

第四十九条 更生債権者等は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一　更生手続開始後に更生会社に対して債務を負担したとき。

二　支払不能（更生会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。）になつた後に契約によつて負担する債務を専ら更生債権等をもつてする相殺に供する目的で更生会社の財産の处分を内容とする契約を更生会社との間で締結し、又は更生会社に対し債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより更生会社に対しても債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能があつたことを知つていたとき。

三　支払の停止があつた後に更生会社に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知つていたとて債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の当時、支払不能があつたことを知つていたとき。

いて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 更生会社
会社との間

の契約に對して債務を負担する者と更生

を立てさせて、又は立てさせないで、前項各号に掲げる手続又は処分の取消しを命ずることができる。

を立てさせて、又は立てさせないで、前項各号に掲げる手続又は処分の取消しを命ずることができる。

した場合にあつては、弁済が完了した時（続行された強制執行等における配当等に充てるべき金銭の取扱い）

第五十一条 前条第五項の規定により続行された手続又は処分及び同条第七項の解除の決定により申立てが可能となつた担保権の実行手続においては、「配当等」という。）を実施することができない。ただし、前条第五項第二号の規定により続行された処分における租税等の請求権に対する配当等には、この限りでない。

前項本文に規定する手続（更生債権等を被担保権とする留置権であつて、商法又は会社法の規定以外の規定によるものによる競売の手続を除く。次項において同じ。）又は処分においては、配当等に充てるべき金銭が生じたときは（その時点において更生計画認可の決定がない場合は、当該決定があつたとき）は、管財人（第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合又は更生手続終了後は、更生会社）に対して、当該金銭に相当する額（前項ただし書の規定により配当等が実施されたときは、当該配当等の額を控除した額）の金銭を交付しなければならない。

更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、第一項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する手続又は処分においては、その手続又は処分の性質に反しない限り、配当等に充てるべき金銭（同項ただし書の規定により配当等を実施しなければならない。

（更生会社の財産関係の訴えの取扱い）

第五十二条 更生手続開始の決定があつたときは、更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち更生債権等に關しないものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。前項の場合においては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

3 前項の場合は、管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続における受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

4 第二項の規定による受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

5 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、相手方もすることができる。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続が終了したときは、受継の申立ては、相手方の更生会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

3 前項の場合は、管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続における受継があつた後に更生手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

4 更生手続が終了したときは、管財人を当事者とする更生会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

5 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、相手方もすることができる。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

2 管財人は、前項の規定により中断した訴訟手続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。

3 前項の場合には、更生債権者、破産管財人又は再生手続における管財人若しくは否認権限を有する監督委員において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、相手方もすることができる。

4 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

5 前項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

6 第二項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

（行政庁に係属する事件の取扱い）

（第五十二条の規定は、更生会社の財産関係の事件で行政庁に係属するものについて準用する。）

5 更生会社であつた株式会社は、前項の規定においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、前項前段に規定する者は、当該訴訟手続を当然受継する。

（更生会社の財産関係の訴えの取扱い）

5 更生会社があつた株式会社は、前項の規定においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定により中断した訴訟手続は、中断する。

（更生会社に対する弁済の効力）

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

（第五十四条）更生会社が当該株式会社についての更生手続開始後、更生手続開始後にしたものと推定する。

（第五十五条）更生債権者等は、更生手続開始後、更生債権等につき更生会社財産に関して管財人又は更生会社の行為によらないで権利を取得しても、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

（第五十六条）不動産又は船舶に関する登記及び登録の効力

2 前項の規定は、更生手続開始の決定があつた日における前項の権利の取得について準用する。

（第五十七条）更生手続開始後、更生手続開始後に生じた登記原因に基づき更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法（平成十六年法律第一百二十三号）第一百五一条第一号の規定による仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に関する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に関する登記について準用する。

（双務契約）

2 前項の場合は、他の共有者は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。

（第六十条）更生会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続が開始されたときは、管財人は、共有者の間で分割をしない定めがあるときでも、分割の請求をすることができる。

2 前項の場合は、他の共有者は、相当の償金を支払つて更生会社の持分を取得することができる。

（第六十一条）双務契約について更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいて共にまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合は、相手方は、管財人に對し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、管財人がその期間内に確答をしないときは、同項の規定による解除権を放棄したものとみなす。

3 前二項の規定は、労働協約には、適用しない。

4 第一項の規定により更生会社の債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権は、共益債権とする。

5 破産法第五十四条の規定は、第一項の規定による契約の解除があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「破産債権者」とあるのは、「更生債権者」と、同条第二項中「破産者」とあるのは、「更生会社」と、「破産財団」とあるのは、「更生会社財産」と、「財団債権者」とあるのは、「共益債権者」と読み替えるものとする。

（継続的給付を目的とする双務契約）

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

（第六十二条）更生会社に対して継続的給付の義務を負う双務契約の相手方は、更生手続開始の申

立て前の給付に係る更生債権等について弁済がないことを理由としては、更生手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が更生手続開始の申立て後更生手続開始前にした給付に係る請求権（双務契約についての破産法の準用）

第六十三条 破産法第五十六条、第五十八条及び第五十九条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第五十六条第一項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、「破産者」とあるのは「更生会社」と、同条第二項中「財団債権」とあるのは「共益債権」と、同法第五十八条第一項中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同条第三項において準用する同法第五十四条第一項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者」と、同法第五十九条第一項中「破産手続」とあるのは「更生手続」と、同条第二項中「請求権は、破産者が有するときは破産財団に属し」とあるのは「請求権は」と、「破産債権」とあるのは「更生債権」と読み替えるものとする。

（取戻権）

第六十四条 更生手続の開始は、更生会社に属しない財産を更生会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

2 破産法第六十三条及び第六十四条の規定は、更生手続が開始された場合について準用する。この場合において、同法第六十三条第一項中「破産手続開始の決定」とあるのは「更生手続開始の決定」と、同項ただし書及び同法第六十四条中「破産管財人」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第二項中「第五十三条第一項及び第二項」とあるのは「会社更生法第六十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「前二項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第六十四条第一項中「破産者」とあるのは「株式会社」と、「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と読み替えるものとする。（取締役等の競業の制限）

第六十五条 更生会社の取締役、執行役又は清算人は、更生手続開始後の終了までの間においては、更生手続開始後その終了までの間においては、その他の重要な事実を管財人に報告しなければならない。

2 前項本文の取引をした取締役、執行役又は清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

3 更生会社の取締役、執行役又は清算人が第一項本文の規定に違反して同項本文の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役、清算人又は第三者が得た利益の額は、更生会社に生じた損害の額と推定する。（取締役等の報酬等）

第六十六条 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人は、更生会社に対しても、更生手続開始後の終了までの間の報酬等（会社法第三百六十一條第一項に規定する報酬等をいう）。次項において同じ。）を請求することができない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における取締役、会計参与、監査役、執行役及び清算人が受ける個人別の報酬等の内容は、会社法第三百六十一條第一項（同法第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第三百七十九条第一項及び第二項、第三百八十七条第一項及び第二項並びに第四百四条第三項の規定にかかるらず、管財人が、裁判所の許可を得て定める。（管財人の権限）

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合は、更生会社の事業の経営並びに財産（日本国内にあるかどうかを問わない。第四項において同じ。）の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した管財人に専属する。が選任した管財人に専属する。

2 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、管財人が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

1 財産の处分
2 財産の譲受け
3 借財
4 第六十一条第一項の規定による契約の解除
5 訴えの提起
6 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）
7 権利の放棄
8 共益債権又は第六十四条第一項に規定する

て自己又は第三者のために更生会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、会社法第三百五十六条第一項（同法第四百九条第二項又は第四百八十二条第四項において準用する）の承認を受けなければならない。ただし、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中は、この限りでない。

2 前項本文の取引をした取締役、執行役又は清算人は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を管財人に報告しなければならない。

3 更生会社の取締役、執行役又は清算人が第一項本文の規定に違反して同項本文の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役、清算人又は第三者が得た利益の額は、更生会社に生じた損害の額と推定する。（管財人の職務執行）

第六十九条 管財人が数人あるときは、共同して、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。（数人の管財人の職務執行）

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

2 管財人が数人あるときは、共同して、その職務を行なう。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

（管財人の代理）

第七十条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任することができない。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。（法律顧問）

（法律顧問）

第七十一条 管財人は、更生計画に前項前段の規定による務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の管財人代理を選任することができる。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、管財人代理に選任することができない。ただし、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の管財人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。（法律顧問）

（管財人の代理）

第七十二条 管財人は、更生手続において生ずる法律問題（法律事件に関するものを除く。）について自己を助言する者（以下「法律顧問」という。）を選任するには、裁判所の許可を得なければならない。

（法律顧問）

第七十三条 管財人は、就職の後直ちに更生会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。（更生会社の業務及び財産の管理）

7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、かつ、その裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

6 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。前段の規定による決定をする。

5 裁判所は、更生計画に前項前段の規定による定めがない場合において必要があると認めるとときは、管財人の申立てにより又は職権で、同項の規定による決定をする。

4 前三项の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分を監督する。

3 前項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。ただし、これをもって善意の第三者に对抗することができない。

4 前三项の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。ただし、これをもって善意の第三者に对抗する。ただし、これをもって善意の第三者に对抗することができない。

5 前項の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。ただし、これをもって善意の第三者に对抗する。ただし、これをもって善意の第三者に对抗することができない。

6 前三项の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。ただし、これをもって善意の第三者に对抗する。ただし、これをもって善意の第三者に对抗することができない。

7 前二項の規定による決定があつたときは、その旨を公告し、かつ、その裁判書を管財人及び更生会社に送達しなければならない。この場合においては、第十条第四項の規定は、適用しない。

6 裁判所は、管財人の申立てにより又は職権で、前項の規定による決定を取り消すことができる。前段の規定による決定をする。

5 裁判所は、更生計画に前項前段の規定による定めがない場合において必要があると認めるとときは、管財人の申立てにより又は職権で、同項の規定による決定をする。

4 前三项の規定については、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社に対する適用しないこととすることができる。この場合においては、管財人は、更生会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。（当事者適格等）

第七十四条 更生会社の財産関係の訴えについては、管財人を原告又は被告とする。

2 前項の規定は、第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復している期間中に新たに提起された更生会社の財産関係の訴えについては、適用しない。

3 第五十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、第七十二条第四項前段の規定による更生計画の定め又は裁判所の決定が取り消された場合における前項の訴えについて準用する。（郵便物等の管理）

第七十五条 裁判所は、管財人の職務の遂行のため必要があると認めるときは、信書の送達の事業を行う者に対し、更生会社にあてた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号、第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）を管財人に配達すべき旨を嘱託することができ

その行為は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の該当処分による財産の種類の変更により、更生会社において隠匿・無償の供与その他の更生債権者等を害することとなる処分（以下「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 更生会社が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、更生会社が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 更生会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役、会計監査人（会計監査人が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。）又は清算人

二 更生会社の総株主の議決権の過半数を有する者

三 更生会社の総株主の議決権の過半数を子株式会社（法人が株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合における当該株式会社をいう。以下この号において同じ。）又は親法人（子株式会社である株式会社の総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。）及び子株式会社が有する場合における当該親法人（特定の債権者に対する担保の供与等の否認第八十六条の三 次に掲げる行為（既存の債務についてされた担保の供与又は債務の消滅に関する行為に限る。）は、更生手続開始後、更生会社財産のために否認することができる。

一 更生会社が支払不能になつた後又は更生手続開始、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て（以下この節において「更生手続開始の申立て等」という。）があつた後にした行為。ただし、債権者が、その行為の当時、次の又は口に掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実を知つていた場合に限る。

イ 当該行為が支払不能になつた後にされたものである場合 支払不能であつたこと又は支払の停止があつたこと。

ロ 当該行為が更生手続開始の申立て等があつた後にされたものである場合 更生手続開始の申立て等があつたこと。

二 更生会社の義務に属せず、又はその時期が支払不能になる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の更生債権者等を害することを知らなかつたときは、この限りでない。

前項第一号の規定の適用については、次に掲げる場合には、債権者は、同号に掲げる行為の当時、同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事実（同号イに掲げる場合には、支払不能であつたこと及び支払の停止があつたこと）を知つていてしたものと推定する。

一 債権者が前条第二項各号に掲げる者のいずれかである場合

二 前項第一号に掲げる行為が更生会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が更生会社の義務に属しないものである場合

第一項各号の規定の適用については、支払の停止（更生手続開始の申立て等の前一年以内のものに限る。）があつた後は、支払不能であつたものと推定する。

（手形債務支払の場合等の例外）

第八十七条 前条第一項第一号の規定は、更生会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ手形上の債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出しを委託した者が振出しの当時支払の停止等があつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に更生会社が支払った金額を償還させることができること。

三 前条第一項の規定は、更生会社が租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権を除く。）又は第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為には、適用しない。

（権利変動の対抗要件の否認）

第八十八条 支払の停止をもつて第三者に対抗する一定、移転又は変更をもつて第三者に対抗する

めに必要な行為（仮登記又は仮登録を含む。）をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪意でしたものであるときは、これを否認することができる。ただし、当該仮登記又は当該仮登録以外の仮登記又は仮登録があつた後につれらに基づいてされた本登記又は本登録については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録について準用する。

（執行行為の否認）

第八十九条 否認権は、否認しようとする行為について執行力のある債務名義があるとき、又はその行為が執行行為に基づくものであるときでも、行うことを妨げない。

（支払の停止を要件とする否認の制限）

第九十条 更生手続開始の申立て等の日から一年以上前にした行為（第八十六条规定する行為を除く。）は、支払の停止があつた後にされたものであること又は支払の停止の事実を知つていて理由として否認することができない。

（否認権行使の効果）

第九十一条 否認権の行使は、更生会社財産を原状に復させる。

2 第八十六条第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び更生債権者等を害することを知らなかつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

（更生会社の受けた反対給付に関する相手方の権利等）

第九十二条 第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為が否認されたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

一 更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存する場合 当該反対給付の返還を請求する権利

二 更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存しない場合 共益債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利

<p>その意思を有していたことを知つていたときは、相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利行使することができる。</p> <p>一 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の全部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利</p> <p>二 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益が更生会社財産中に現存しない場合 生債権者として反対給付の価額の償還を請求する権利</p>
<p>三 更生会社の受けた反対給付によって生じた利益の一部が更生会社財産中に現存する場合 共益債権者としてその現存利益の返還を請求する権利及び更生債権者として反対給付と現存利益との差額の償還を請求する権利</p>
<p>前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の當時、更生会社が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知つていたものと推定する。</p>
<p>四 管財人は、第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為を否認しようとするときは、前条第一項の規定により更生会社財産に復すべき財産の返還に代えて、相手方に対し、当該財産の価額から前三項の規定により共益債権となる額（第一項第一号に掲げる場合にあっては、更生会社の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。</p>
<p>（相手方の債権の回復）</p>
<p>第九十二条 第八十六条の三第一項に規定する行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。</p>
<p>（転得者に対する否認権）</p>
<p>第九十三条 次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対する否認の原因があるときは、否認権は、当該各号に規定する転得者に対しても行使することができる。</p>
<p>ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるとき有限る。</p>

一 転得者が転得の当時、更生会社がした行為
が更生債権者等を害することを知っていたと
き。

二 転得者が第八十六条の二第二項各号に掲
げる者のいづれかであるとき。ただし、転得の
当時、更生会社がした行為が更生債権者等を
害することを知らなかつたときは、この限り
でない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有
償行為によつて転得した者であるとき。

2 第九十条第二項の規定は、前項第三号の規
定により否認権の行使があつた場合について準
用する。

(更生会社の受けた反対給付に関する転得者の
権利等)

第九十三条の二 更生会社がした第八十六条第一
項若しくは第三項又は第八十六条の二第二項に
規定する行為が転得者に対する否認権の行使に
よつて否認されたときは、転得者は、第九十一
条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める権利を行つて否認される
。ただし、同項第一号に掲げる場合において、
更生会社の受けた反対給付の価額が、第四
項に規定する転得者がした反対給付又は消滅し
た転得者の債権の価額を超えるときは、転得者
は、共益債権者として更生会社の受けた反対給
付の価額の償還を請求する権利を行使するこ
ができる。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の二第
二項第二号に掲げる場合において、当該行為の
当時、更生会社が対価として取得した財産につ
いて隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当
該行為の相手方が更生会社がその意思を有して
いたことを知つていたときは、転得者は、同条
第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該
各号に定める権利を行使することができる。

3 前項の規定の適用については、当該行為の相
手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者の
いづれかであるときは、その相手方は、当該行
為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をす
る意思を有していたことを知つていたものと推
定する。

4 第一項及び第二項の規定による権利の行使
は、転得者がその前者から財産を取得するため
にした反対給付又はその前者から財産を取得す
ることによつて消滅した債権の価額を限度とす
る。

5 管財人は、第一項に規定する行為を転得者に
に対する否認権の行使によつて否認しようとする
ときは、第九十一条第一項の規定により更生会
社財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者
に対し、当該財産の価額から前各項の規定によ
り共益債権となる額(第九十一条の二第一項第
一号に掲げる場合(第一項ただし書に該当する
ときを除く。)にあつては、更生会社の受けた
反対給付の価額)を控除した額の償還を請求す
ることができる。

(相手方の債権に関する転得者の権利)
第九十三条の三 更生会社がした第八十六条の三
第一項に規定する行為が転得者に対する否認権
の行使によつて否認された場合において、転得
者がその受けた給付を返還し、又はその価額を
償還したときは、転得者は、当該行為がその相
手方に対する否認権の行使によつて否認された
とすれば第九十二条の規定により原状に復すべ
き相手方の債権行使することができる。この
場合には、前条第四項の規定を準用する。
(保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い)

第九十四条 第三十九条の二第二項(第四十四条
第二項において準用する場合を含む。)の規定
による保全処分が命じられた場合において、更
生手続開始の決定があつたときは、管財人は、
当該保全処分に係る手続を続行することができ
る。

2 管財人が更生手続開始の決定後一月以内に前
項の規定により同項の保全処分に係る手続を続
行しないときは、当該保全処分は、その効力を失
う。

3 管財人は、第一項の規定により同項の保全
処分に係る手続を続行しようとする場合におい
て、第三十九条の二第二項(第四十四条第二項
において準用する場合を含む。)に規定する担
保の全部又は一部が更生会社財産に属する財産
でないときは、その担保の全部又は一部を更生
会社財産に属する財産による担保に変換しなけ
ればならない。

4 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十
八条並びに第二章第四節(第三十七条规定第五項か
ら第七項までを除く。)及び第五節の規定は、
第一項の規定により管財人が続行する手続に係
る保全処分について準用する。

(否認権の行使)

第九十五条 否認権は、訴え、否認の請求又は抗
弁によつて、管財人が行う。

2 前項の訴え及び否認の請求事件は、更生裁判
所が管轄する。

(否認の請求及びこれについての決定)
第九十六条 否認の請求をするときは、その原因
となる事実を疎明しなければならない。

2 否認の請求を認めし、又はこれを棄却する裁
判は、理由を付した決定でしなければならな
い。

3 裁判所は、前項の決定をする場合には、相手
方又は転得者を審尋しなければならない。

4 否認の請求を認容する決定があつた場合に
は、その裁判書を当事者に送達しなければなら
ない。この場合においては、第十条第三項本文
の規定は、適用しない。

5 否認の請求の手続は、更生手続が終了したと
きは、終了する。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴
え)

第九十七条 否認の請求を認容する決定に不服が
ある者は、その送達を受けた日から一月の不変
期間内に、異議の訴えを提起することができ
る。

2 前項の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 第一項の訴えについての判決においては、訴
えを不適法として却下する場合を除き、否認の
請求を認容する決定を認可し、変更し、又は取
り消す。

4 否認の請求を認容する決定の全部又は一部を
認可する判決が確定したときは、当該決定(當
該判決において認可された部分に限る。)は、
確定判決と同一の効力を有する。第一項の訴え
が、同項に規定する期間内に提起されなかつた
とき、取り下げられたとき、又は却下されたと
きにおける否認の請求を認容する決定について
も、同様とする。

5 第一項の決定を認可し、又は変更する判決に
ついては、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五
十九条第一項の定めるところにより、仮執行の
宣言をすることができる。

6 第一項の訴えに係る訴訟手続は、第二百三十
四条第二号又は第五号に掲げる事由が生じたと
きは、第五十二条第四項の規定にかかわらず、
終了するものとする。

(否認権行使の期間)

第九十八条 否認権は、更生手続開始の日(更生
手続開始の日より前に破産手続又は再生手続が
開始されている場合にあつては、破産手続開始

又は再生手続開始の日)から二年を経過したと
きは、行使することができない。否認しようと
する行為の日から十年を経過したときも、同様
とする。

第五節 更生会社の役員等の責任の追及

(役員等の財産に対する保全処分)

第九十九条 裁判所は、更生手続開始の決定があ
つた場合において、必要があると認めるとき
は、管財人の申立てにより又は職権で、次に掲
げる保全処分をすることができる。

1 発起人、設立時取締役、設立時監査役、取
締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査
人又は清算人(以下この節において「役員
等」という。)の責任に基づく損害賠償請求
権を保全するための当該役員等の財産に対す
る保全処分

2 役員等(設立時監査役、会計参与、監査
役、会計監査人及び清算人を除く。)に対す
る会社法第五十二条第一項、第五十二条の二
第一項若しくは第二項、第一百三条第二項、第
二百十三条规定第一項、第二百十三条规定第三
項、第二百八十六条规定第一項又は第二百八十六
条规定第三項の規定による支払請求権を保全
するための当該役員等の財産に対する保全
処分

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しては、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。この場合に
おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しては、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。この場合に
おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更
し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分又は前項の規定
による決定に対しては、即時抗告をすることが
できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな
い。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。この場合に
おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し
ない。

2 前項の申立てをするときは、その原因となる
事実を疎明しなければならない。

3 裁判所は、職権で役員等責任査定決定の手続を開始する場合には、その旨の決定をしなけれ

4 第一項の申立て又は前項の決定があつたとき
に、手力の三者又は二者、行司、或い
ばならない。

5 時效の完成猶予及び更新に関しては裁判上の請求があつたものとみなす。

決定があつた後のものを除く。) は、更生手続が終了したときは、終了する。

(役員等責任査定決定等)

2 裁判所は、前項の決定をする場合には、役員
ばならない。

3 等を審尋しなければならない。
役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。二

表半書き三事有りて、道にかけられればかのい場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（役員等責任査定決定に対する異議の訴え）
第一百二一条 役員等責任査定決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内

に、異議の訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、これを提起する者が、役員等であるときは管財人を、管財人であるときは役員等と、そいざら皮肉ごくつけしばよつぶ

4 従員等を それそれ被告としなければならぬ。い。

えを不適法として却下する場合を除き、役員等責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した
判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判

6 決と同一の効力を有する。
役員等責任査定決定を認可し、又は変更した。

判決については受訴裁判所は民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

(役員等責任査定決定の効力)
第一百三十三条 前条第一項の訴えが、同項の期間内に

提起されなかつたとき、取り下がられたとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

第六節 担保権消滅の請求等

（担保権消滅請求の決定）
第一百四条 裁判所は、更生手続開始當時更生会社の財産につき特別の先取特権、質権、抵当権又

は商法若しくは会社法の規定による留置権(以下この款において「担保権」という。)がある場合において、更生会社の事業の更生のために必要であると認めるときは、管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を裁判所に納付して当該財産を目的とするすべての担保権を消滅させることを許可する旨の決定をすることができる。

2 前項の決定は、更生計画案を決議に付する旨の決定があつた後は、することができない。

3 第一項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

4 第一項の決定があつた場合には、その裁判書を、前項の書面(以下この条及び次条において「申立書」という。)とともに、当該申立書に記載された同項第三号の担保権を有する者(以下この款において「被申立担保権者」という。)に送達しなければならない。この場合においては、第十一条第三項本文の規定は、適用しない。

5 第一項の決定に対しては、被申立担保権者は、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十一条第三項本文の規定は、適用しない。

7 申立書に記載された第三項第三号の担保権が根抵当権である場合において、根抵当権者が第四項の規定による送達を受けた時から二週間を経過したときは、当該根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

8 民法第三百九十八条の二十第一項の規定は、前項の規定は、第一項の申立てが取り下げられ、又は同項の決定が取り消された場合について準用する。

(価額決定の請求)

第二百五条 被申立担保権者は、申立書に記載された前項第三項第二号の価額(第百七条及び第八条において「申出額」という。)について異議があるときは、当該申立書の送達を受けた日から一月以内に、担保権の目的である財産(次条において「財産」という。)について価額の決定を請求することができる。

2 前項第一項の決定をした裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、被申立担保権者の申立てにより、前項の期間を伸長することができます。

3 第一項の規定による請求（以下この条から第百八条までにおいて「価額決定の請求」といふ。）に係る事件は、更生裁判所が管轄する。

4 価額決定の請求をする者は、その請求に係る手続の費用として更生裁判所の定める金額を予納しなければならない。

5 前項に規定する費用の予納がないときは、更生裁判所は、価額決定の請求を却下しなければならない。

（財産の価額の決定）

第一百六条 価額決定の請求があつた場合には、更生裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、更生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、当該決定の時における財産の価額を定めなければならない。

3 被申立担保権者が數人ある場合には、前項の決定は、被申立担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間。第一百八条第一項第一号において「請求期間」という。）が経過した後にしなければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判をしなければならない。

4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつて被申立担保権者に対しても、その効力を有する。

5 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を管財人及び被申立担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（費用の負担）

第一百七条 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた価額が、申出額を超える場合には更生会社の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は更生会社の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

3 前条第五項の即時抗告をした者の負担とする。
3 第一項の規定により更生会社に對して費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項又は第百十二条第二項の規定により納付された金錢について、他の被申立担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 次条第五項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、更生会社の負担とする。この場合においては、更生会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

4 第百八条 管財人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金錢を、裁判所の定める期限までに、裁判所に納付しなければならない。

(価額に相当する金錢の納付等)

4 第百八条 管財人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金錢を、裁判所の定める期限までに、裁判所に納付しなければならない。

4 第一百六条第二項の決定が確定したとき 当該決定により定められた価額に相当する金錢 裁判所は、前項の期限の到来前においては、當する金錢

3 被申立担保権者の有する担保権は、第一項又は第二項の期限の変更することができる。

3 被申立担保権者の有する担保権は、第一項又は第二項の期限の到来前においては、當する金錢

4 第一百十二条第二項の規定による金錢の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

4 第一百十二条第二項の規定による金錢の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

3 管財人が第一項若しくは第二項の規定による金錢の納付をしないとき、又は管財人がこれららの規定による金錢の納付をする前に更生計画認可の決定があつたときは、裁判所は、第二百四条第一項の決定を取り消さなければならない。

3 (更生計画認可の決定があつた場合の納付された金錢の取扱い) 裁判所は、更生計画認可の決定があつたときは、管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合は、更生会社)に對して、前条第一項の規定により納付された金錢に相当する額(第一百一条第六項の規定による金錢の交付があつたときは、当該交付に係る額を控除した額)又は第

百二十二条第二項の規定により納付された金銭に相当する額の金銭を交付しなければならない。
(更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い)

第二百十一条 裁判所は、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは、次項に規定する場合を除き、第八百八条第一項又は第八百十二条第二項の規定により納付された金銭について、配当表に基づいて、被申立担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 被申立担保権者が一人である場合又は被申立担保権者が二人以上であつて第八百八条第一項若しくは第八百十二条第二項の規定により納付された金銭で各被申立担保権者有する担保権によつて担保される債権及び第八百七条第一項の規定により更生会社の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、被申立担保権者に弁済金を交付し、剩余金を更生会社に交付する。

3 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について、それぞれ準用する。

(更生計画認可前の剩余金等の管財人への交付)
第二百十二条 裁判所は、更生計画認可の決定の前に、次の方号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、管財人の申立てにより、当該各号に定める金額を管財人に交付する旨の決定をすることができる。

一 前条の規定により被申立担保権者に配当(弁済金の交付を含む)をすべきこととなる可能性のある金額(次項において「配当等見込額」という。)を第八百八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額から控除しても、剩余がある場合 当該剩余金額

二 すべての被申立担保権者が第八百八条第一項の規定により納付される金額に相当する金額の全部又は一部を管財人に交付することに同意している場合 当該同意のある金額

一 各被申立担保権者が届け出た更生債権等(確定したものと除く)についての届出額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当する

イ 当該届出の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権(利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金に係る被担保債権にあつては、更生手続開始後二年を経過する時までに生ずるものに限る。次号イにおいて同じ。)となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの 各被申立担保権者が届け出た更生債権等であつて確定したものについての確定額のうち、次のイ及びロのいずれにも該当するもの

イ 確定した更生債権等の内容によれば各被申立担保権者の有する担保権の被担保債権となるもの

ロ イの担保権によつて担保された範囲のもの

第二款 債権質の第三債務者の供託

第一百十三条 更生担保権に係る質権の目的である金銭債権の債務者は、当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

2 前項の規定による供託がされたときは、同項の質権を有していた更生担保権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

第七節 関係人集会

(関係人集会の招集)

第一百十四条 裁判所は、次の各号に掲げる者のいずれかの申立てがあつた場合には、関係人集会を招集しなければならない。これらの申立てがない場合であつても、裁判所は、相当と認めるときは、関係人集会を招集することができる。

2 第百五条第四項の規定により予納された額

3 裁判所は、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間が経過し、かつ、第八百八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた後でなければ、第一項の決定をすることができない。

4 第百五条の申立てについての裁判に対する抗告を除き、かつ、第八百八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた後でなければ、第一項の決定をすることができる。

5 第百五条第六項に規定する更生担保権者委員会

6 第百五条第七項に規定する株主委員会

(更生債権者委員会等)

第一百十七条 裁判所は、更生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、更生手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

2 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

3 当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

4 裁判所は、必要があると認めるときは、更生手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「更生債権者委員会」という。)に

5 二 更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が更生債権者全體の利益を適切に代表すると認められること。

4 裁判所は、必要があると認めるときは、更生手続において、前項の規定により承認された委員会(以下「更生債権者委員会」という。)に

5 二 更生債権者の過半数が当該委員会が更生手続に關与することについて同意していると認められること。

3 更生債権者委員会は、更生手続において、裁判所又は管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したとの申立てをすることができる)に対し、意見を述べることができます。

4 更生債権者委員会に更生会社の事業の更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第四十二条第

3 更生債権者委員会は、更生会社の財産を充てて、債務を完済することができる状態にあるときは、同項第四号及び第六号に掲げる者は、同項前段の申立てをすることができる。

4 前項前段の規定にかかるわらず、更生会社が更生手続開始の時においてその財産をもつて債務を完済することができる状態にあるときは、同項第四号及び第六号に掲げる者は、同項前段の申立てをすることができる。

5 前項本条の規定において定める金額に相当する金額を管財人(第七十二条第四項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復したとの申立てをすることができる)に交付しなければならない。

6 第百五十五条 関係人集会の期日には、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。ただし、第四十二条第

3 更生債権者委員会は、更生会社の財産を充てて、債務を完済するための関係人集会の期日を除き、届出をした更生債権者等を呼び出すことを要しない。

4 前項本条の規定にかかるわらず、届出をした更生債権者等又は株主であつて議決権を行使することができるないものは、呼び出さないことがで

5 第一百五十六条 関係人集会の期日は、第四十六条第三項第三号に規定する労働組合等に通知しなければならぬ。

6 第一項の規定は更生担保権者をもつて構成する委員会がある場合について、第二項から前項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会(以下「更生担保権者委員会」という。)がある場合について、

4 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5 関係人集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

6 第二項の規定は、適用しない。

第一項の規定は株主をもつて構成する委員会がある場合について、第二項から第五項までの規定はこの項において準用する第一項の規定により承認された委員会（第一百二十一條において「株主委員会」という。）がある場合について、それぞれ準用する。

（更生債権者委員会の意見聴取）

第一百一十八条 裁判所書記官は前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、管財人の機関がその権限を回復したときは、更生会社（次項において同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない。

管財人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、更生会社の業務及び財産の管理に関する事項について、更生債権者委員会の意見を聽かなければならぬ。

（管財人の更生債権者委員会に対する報告義務）

第一百一十九条 管財人は、第八十三条第三項若しくは第四項又は第八十四条の規定により報告書等（報告書、貸借対照表又は財産目録をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を更生債権者委員会にも提出しなければならない。

管財人は、前項の場合において、当該報告書等に第十二条第一項の支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を更生債権者委員会に提出すれば足りる。

（管財人に対する報告命令）

第一百二十条 更生債権者委員会は、更生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に対し、管財人に更生会社の業務及び財産の管理状況その他更生会社の事業の更生に関必要な事項について第八十四条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出しができる。

前項の申出を受けた裁判所は、当該申出が相

当であると認めるときは、管財人に対し、第八十四条第二項の規定による報告をすることができない。

（準用）
（代理委員）

第一百二十二条 前二条の規定は、更生担保権者委員会又は株主委員会がある場合について準用する。

（代理委員）
（更生債権者等又は株主は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。）

裁判所は、更生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、更生債権者等又は株主に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

（代理委員は、これを選任した更生債権者等又は株主のため、更生手続に属する一切の行為を実行することができる。）

（代理委員が数人あるときは、共同してその権限行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してもすれば足りる。）

裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公平であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

更生債権者等又は株主は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（裁判所による代理委員の選任）

第一百二十三条 裁判所は、共同の利益を有する更生債権者等又は株主が著しく多数である場合において、これらの者のうちに前条第二項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

（管財人に対する報告命令）

第一百二十四条 裁判所は、更生債権者等、株主若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が更生会社の事業の更生に貢献したと認められるときは、管財人の申立てにより又は職権で、管財人の事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

（調査命令）
（第九節 調査命令）

第一百二十五条 裁判所は、更生手続開始後において、必要があると認めるときは、利害関係人の全申立てにより又は職権で、次に掲げる事項の全部又は一部を対象とする調査委員による調査又は意見陳述を命ぜる处分をすることができる。

（第九十九条第一項の規定による保全処分又は第一百条第一項に規定する役員等責任査定決

定を必要とする事情の有無及びその処分又は決定の要否）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

（管財人に対する報告命令）

第一百二十六条 第六十七条第一項、第六十八条、第六十九条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

七条まで及び第六百五十四条の規定を準用す

る。（報償金等）

第一百二十七条 次に掲げる請求権は、共益債権とされる。

（共益債権となる請求権）

更生債権者等及び株主の共同の利益のため

に支払うことと認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

（調査命令）
（第一節 共益債権）

第一百二十八条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百二十九条 裁判所は、更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権（更生手続終了後に生じたものを除く。）

（第八十八条第一項（第三十四条第一項、第三十五条第五項及び前条において準用する場合を含む。）、第一百七十二条第四項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第一百七十三条第五項、第一百八十二条第五項及び第一百六十二条の規定により支払うべき費用、報酬及び報償金の請求権）

（第三項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百三十条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百三十二条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百三十三条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百三十四条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百三十五条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

第一百三十六条 第六十七条第一項本文、第七十七条、第八十条及び第八十一条第一項から第四項までの規定及び第四章共益債権及び開始後債権

（準用）

（第一項の規定による代理委員の選任がなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、当該者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。）

（管財人に対する報告命令）

3 裁判所は、監督委員に対し、前項の許可に代わる承認をする権限を付与することができる。
4 開始前会社が第二項の許可又は前項の承認を

権とする

第一百二十九条 更生会社に對して更生手続開始前
(源泉徴収所得税等)

の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方

揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収税に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税）

こ税を含む。) 及び市町村たばこ税(特別区たばこ税を含む。) 並びに特別徵收義務者(特別區たばこ税を含む。) 並びに特別徵收義務者(特別區たばこ税を含む。)

して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権

で、更生手続開始当時まだ納期限の到来しないものは、共益債権とする。

(使用者の給料等)

第一百三十条 株式会社は、更生手続開始の決定があつた場合において、更生手続開始前六月

間の当該株式会社の使用人の給料の請求権及び更生手続開始前の原因に基づいて生じた当該株

式会社の使用人の身元保証金の返還請求権は、

2 共益債権とする。
前項に規定する場合において、更生計画認可

の決定前に退職した当該株式会社の使用人の退職三百の請求は、退職前六月間の合計の額

職手当の請求権は、退職前六月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分の一

に相当する額のいづれか多い額を共益債権とする。

3 前項の退職手当の請求権で定期金債権である

ものは、同項の規定にかかわらず、各期における定期金につき、その額の三分の一に相当する

額を共益債権とする。
前二項の規定は、第一百二十二条の規定による。

前二項の規定は、第一百一十七条の規定により、
共益債権とされる退職手当の請求権について

は、適用しない。
第一項に規定する場合において、更生手続開

第一項に規定する場合に於て、該株式会社の使用開始前の原因に基づいて生じた当該株式会社の使

用人の預り金の返還請求権は、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又はその預り

金の額の三分の一に相当する額のいずれが多い
額と共に益貴種二十名。

（社債管理者等の費用及び報酬）
額を共益價格とする。

第一百三十二条 社債管理者、社債管理補助者又は
担保付社債言託去第二条第一項に規定する言託

契約の受託会社（以下この項から第三項までに
おいて「社債管理者等」という。）が更生債権
等である社債の管理に関する事務を行おうとす
る場合には、裁判所は、更生手続の目的を達成
するために必要があると認めるときは、社債管
理者等の更生会社に対する当該事務の処理に要
する費用の請求権を共益債権とする旨の許可を
することができる。

2 社債管理者等が前項の許可を得ないで更生債
権等である社債の管理に関する事務を行つた場
合であっても、裁判所は、社債管理者等が更生
会社の事業の更生に貢献したと認められるとき
は、当該事務の処理に要した費用の償還請求権
のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める
額を共益債権とする旨の許可をすることができ
る。

3 裁判所は、更生手続開始後の原因に基づいて
生じた社債管理者等の報酬の請求権のうち相当
と認める額を共益債権とする旨の許可をするこ
とができる。

4 前三項の規定による許可を得た請求権は、共
益債権とする。

5 第一項から第三項までの規定による許可の決
定に対しでは、即時抗告をすることができる。
(共益債権の取扱い)

3 共益債権に基づき更生会社の財産に対し強制
執行又は仮差押さえがされている場合において、
その強制執行又は仮差押さえが更生会社の事業の
更生に著しい支障を及ぼし、かつ、更生会社が
他に換価の容易な財産を十分に有するときは、
裁判所は、更生手続開始後において、管財人
(第七十二条第四項前段の規定により更生会社
の機関がその権限を回復したときは、更生会
社)の次条第三項において同じ。の申立てによ
り又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさ
せないで、その強制執行又は仮差押さえの手続の
中止又は取消しを命ずることができる。共益債
権である共助対象外国租税の請求権に基づき更
生会社の財産に対し国税滞納処分の例によつて
中止又は取消しについても、同様とする。

5 第三百三十三条 (更生会社財産不足の場合の弁済方法等)
（第三項の規定による中止又は取消しの命令及び前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。）

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第三百三十四条 (更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権)
（共益債権又は更生債権等であるものを除く。）
（开始後債権等であるものを除く。）

8 第三百三十五条 (开始後債権)
（开始後債権について、更生手続が開始された時から更生計画で定められた弁済期間が満了した時までに、更生手続が終了した時までに、更生手続が終了した場合は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く。）をすることはできない。）

9 第三百三十六条 (开始後債権)
（开始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行及び財産担保権の実行並びに開始後債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によってする処分についても、同様とする。）

第五章 更生債権者及び更生担保権者 第一節 更生債権者及び更生担保権者の手續參加	第二節 更生債権者等の手續参加
	（更生債権者等の手續参加）
第二百三十五条　更生債権者等は、その有する更生債権等をもつて更生手続に参加することができる。	（更生債権者等の手續参加）
二　破産法第百四条及び第百五条の規定は、更生手続が開始された場合における更生債権者等の権利の行使について準用する。この場合において、同法第百四条及び第百五条中「破産手続開始」とあるのは「更生手続開始」と、同法第百四条第三項並びに第百五条中「破産手続に」とあるのは「更生手続に」と、同法第百四条第三項から第五項までの規定中「破産者」とあるのは「更生会社」と、同法第四項中「破産債権者」とあるのは「更生債権者又は更生担保権者」と読み替えるものとする。	（更生債権者等の手續参加）
三　第一項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権をもつて更生手続に参加するには、共助実施決定（租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助実施決定をいう。）第一百六十四条第二項において同じ。を得なければならない。（更生債権者等の議決権）	（更生債権者等の議決権）
第四百三十六条　更生債権者等は、その有する更生債権等につき、次の各号に掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、議決権を有する。	（更生債権者等の議決権）
一　更生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの　更生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する更生手続開始の時における法定利率による利息を債権額から控除した額	（更生債権者等の議決権）
二　金額及び存続期間が確定している定期金債権　各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が更生手続開始の時ににおける法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）	（更生債権者等の議決権）
三　次に掲げる債権　更生手続開始の時ににおける評価額	（更生債権者等の議決権）
イ　更生手続開始後に期限が到来すべき不定期限付債権で無利息のもの	（更生債権者等の議決権）

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主（第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあっては、管財人、更生会社並びに知り得る更生債権者等及び株主）に送達しなければならない。

4 前項の規定による送達は、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合においては、その郵便物等が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

（特別調査期間における調査）

第一百四十八条 裁判所は、第百三十九条第一項若しくは第三項の規定によりその届出があり、又は同条第五項の規定により届出事項の変更があつた更生債権等について、その調査をするための期間（以下この条において「特別調査期間」という。）を定めなければならない。ただし、当該更生債権等について、管財人が、第六条第三項の規定により提出された認否書に、同条第二項の規定により同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項のいずれかについての認否を記載している場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該更生債権等を有する者の負担とする。

3 管財人は、特別調査期間に係る更生債権等については、第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前に提出しなければならない。この場合には、同条第四項の規定を準用する。

4 届出をした更生債権者等及び株主においては前項の内容につき、特別調査期間内に、裁判所に対し、それぞれ書面で異議を述べることができる。

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における裁判書の送達について準用する。

第一百四十八条の二 前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の更生債権等を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

4 前項の異議の申立てでは、執行停止の効力を有する。

5 第一項の場合において、同項の更生債権等を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした更生債権等の届出又は届出事項の変更に係る届出を却下しなければならない。

6 前項の規定による却下の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（債権届出期間経過後の退職による退職手当の請求権の調査の特例）

第一百四十九条 第百四十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた更生債権等の調査については、第百四十五条から前条までの規定は、適用しない。当該更生債権等について、第百三十九条第五項の規定による届出事項の変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の届出又は届出事項の変更があつた場合には、裁判所は、同項の更生債権等の調査を行なうため、直ちに、その旨を、管財人及び更生会社に通知しなければならない。

3 管財人は、管財人は、特別調査期間に係る更生債権等については、第百四十六条第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前に提出しなければならない。この場合には、同条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項について、異議を述べることができる。

4 前項の規定による異議があつたときは、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の存否及び内容（一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。）についての査定申立て（以下この款において「更生債権等査定申立て」という。）を受理することができる。ただし、第百五十六条第一項並びに第百五十八条第一項及び第二項の場合には、この限りでない。

2 更生債権等査定申立ては、前項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知があつた日から一月の不变期間内にしなければならない。

3 更生債権等査定申立てでは、前項本文に規定する異議等のある更生債権等に係る調査期間の末日又は第百四十九条第四項の通知があつた日から一月の不变期間内にしなければならない。

4 前項前段の規定による異議があつたときは、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、第一項本文に規定する異議等のある更生債権等の存否及び内容（一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。）を査定する裁判所は、これを提起する者が、前項第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときは同項本文に規定する異議者等の全員を、当該異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4 更生債権等査定異議の訴えは、これを提起する者が、前項第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときは同一の更生債権等に係る更生債権等査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び

3 第一項の一般調査期間を変更する決定をしたときは、その裁判書は、管財人、更生会社、届出をした更生債権者等及び株主（第百三十八条第一項に規定する債権届出期間の経過前にあっては、管財人、更生会社並びに知り得る更生債権者等及び株主）に送達しなければならない。

5 前条第三項から第五項までの規定は、特別調査期間を定める決定又はこれを変更する決定をした場合における裁判書の送達について準用する。

第一百四十八条の二 前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の更生債権等を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

4 前項の異議の申立てでは、執行停止の効力を有する。

5 第一項本文に規定する異議等のある更生債権等査定申立てでは、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十一条第三項前段の規定による異議を述べなかつたときは、確定する。

6 裁判所書記官は、更生債権等の調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならない。

5 第一項本文に規定する異議等の存否及び内容（一般的の優先権がある債権又は約定劣後更生債権であるかどうかの別を含む。）の調査においては、管財人が認めた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十一条第三項本文の規定は、適用しない。

6 第一項本文に規定する異議等のある更生債権等査定申立て又は第百五十六条第一項の規定による受継の申立てがないときは、当該異議等のある更生債権等についての届出は、なかつたものとみなす。

第二款 更生債権及び更生担保権の確定のための裁判手続

（更生債権等査定決定）

第一百五十二条 更生債権等査定申立てについての決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴え（以下この款において「更生債権等査定異議の訴え」という。）を提起することができます。

2 更生債権等査定異議の訴えは、更生裁判所が管轄する。

3 更生債権等査定異議の訴えの第一審裁判所は、更生裁判所が更生事件を管轄することの根拠となる法令上の規定が第五条第六項の規定のみである場合（更生裁判所が第七条第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定が同項の規定のみである場合）更生裁判所が第七条第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定が同項の規定のみである場合（更生裁判所が第七条第三号の規定により更生事件の移送を受けた場合において、同号に規定する規定が同項の規定のみである場合）において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかるわらず、職権で、当該更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する地方裁判所に移送することができる。

4 更生債権等査定異議の訴えは、これを提起する者が、前項第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を有する更生債権者等であるときは同一の更生債権等に係る更生債権等査定異議の訴えが数個同時に係属するときは、弁論及び

裁判は、併合してしなければならない。この場合においては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

更生債権等査定異議の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、更生債権等査定申立てについての決定を認可し、又は変更する。

(担保権の目的である財産についての価額決定の申立て)

更生担保権者は、その有する更生担保権の内容の確定のために更生債権等査定申立てをした場合において、第一百五十二条第一項本文に規定する異議者等のうちに当該更生担保権の調査において担保権の目的である財産の価額について認めず、又は異議を述べた者があるときは、当該者の全員を相手方として、当該更生債権等査定申立てをした日から二週間以内に、裁判所に、当該財産についての価額決定の申立て(以下この款において「価額決定の申立て」という)をすることができる。

裁判所は、やむを得ない事由がある場合に限り、前項の更生担保権者の申立てにより、同項の期間を伸長することができる。

3 価額決定の申立てをする更生担保権者は、その手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

(担保権の目的である財産の価額の決定)

4 前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、価額決定の申立てを却下しなければならない。

第一百五十四条 価額決定の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、評議会を選任し、前条第一項の財産の評議を命じなければならない。

前項の場合には、裁判所は、評議人の評議に基づき、決定で、同項の財産の価額を定めなければならない。

価額決定の申立てについての決定に對しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

2 前項の場合には、裁判所は、評議人の評議に對しては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

3 価額決定の申立てについての決定に對しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

4 価額決定の申立てについての決定に對しては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 価額決定の申立てについての決定に對しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

号に定めるところによる。

第一百五十五条 前二号に掲げる場合以外の場合、裁判所が、前二号に規定する者の全部又は一部に、その裁量で定める額を負担させる。

3 第三百五十三条の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

(価額決定手続と更生債権等査定決定の手続等との関係)

前条第一項の更生担保権者の負担とする異議者等が更生担保権の調査において述べた第一項の財産の価額のうち最も低いものを相手方である第一百五十二条第一項本文に規定する異議者等の負担とする。

二 前号の決定価額が異議等のない価額(前号の異議者等が更生担保権の調査において述べた第一項の財産の価額のうち最も低いものを相手方である第一百五十二条第一項本文に規定する異議者等の負担とする。

第一百五十六条 第三百五十三条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、同項本文に規定する異議者等は、更生会社がすることができる訴訟手続によってのみ、異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該更生債権等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受けねばならない。

前項に規定する異議等のある更生債権等に關し更生手続開始當時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該更生債権等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受けねばならない。

2 価額決定の申立てが取り下げられ、若しくは却下され、又は前条第二項の決定が確定した後でなければ、することができない。

更生担保権の目的である財産についての次の各号に掲げる場合における当該各号に定める価額は、当該更生担保権を有する更生担保権者がした更生債権等査定申立て又は当該申立てについての決定に係る更生債権等査定異議の訴えが係属する裁判所を拘束する。

一 確定した前条第二項の決定がある場合 当該決定により定められた価額

二 前号に規定する決定がない場合 前条第五項第二号に規定する異議等のない価額

(異議等のある更生債権等に関する訴訟の受継) 第三百五十七条 第三百五十三条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等を含む。

三 価額決定の申立てについての決定に對しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

4 価額決定の申立てについての決定に對しては、民事訴訟法第四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

5 価額決定の申立てについての決定に對しては、当該価額決定事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

号に定めるところによる。

第一百五十七条 更生債権等査定申立て、更生債権等査定申立てによる受継がされたときは、当該債権者等は、第百三十八条第一項本文に規定する異議の訴えに係属する訴訟(更生債権等査定申立てによる受継があつた訴訟及び同条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいふ。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

一 更生担保権の内容

二 担保権の目的である財産の価額

三 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記載された事項

(更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載)

第一百五十八条 第三百五十三条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等のうち執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、同項本文に規定する異議者等は、更生会社がすることができる訴訟手続によってのみ、異議を主張することができる。

前項に規定する異議等のある更生債権等に關し更生手続開始當時訴訟が係属する場合において、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該更生債権等を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受けねばならない。

2 第三百五十九条 第三百五十三条第一項本文に規定する異議等のある更生債権等査定申立てについての決定に對する更生債権等査定申立てによる受継がされたときは、当該債権者等は、第百三十八条第一項本文に規定する異議の訴えに係属する訴訟(更生債権等査定申立てによる受継があつた訴訟及び同条第二項の規定による受継があつた訴訟及び同条第一項の規定による異議の主張に係る訴訟をいふ。以下この款において同じ。)が係属する裁判所を拘束しない。

一 更生担保権の内容

二 担保権の目的である財産の価額

三 更生担保権が裁判により確定した場合においては、前二号に掲げるもののほか、当該裁判の理由に記載された事項

(更生債権等の確定に関する訴訟の結果の記載)

第一百五十九条 担保権の目的である財産を共通に負担した一の更生担保権が、当該各号に定めるところによる。

2 第三百五十九条 第三百五十三条第一項本文に規定する異議等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てをしなければならない。

3 第三百六十三条 第三百五十三条第一項本文に規定する異議等の全員を当該訴訟の相手方として、訴訟手続の受継の申立てを終了したときは終了するものとし、更生

計画認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

2 第五十二条第四項及び第五項の規定は、更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合における管財人を当事者とする更生債権等査定申立ての手続及び価額決定の申立ての手続について準用する。

3 更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合において、更生手続終了後に更生債権等査定申立てについての決定があつたときは、第一百五十二条第一項の規定により更生債権等査定異議の訴えを提起することができます。

4 更生手続が終了した際現に係属する更生債権等査定異議の訴えに係る訴訟手続であつて、管財人が当事者でないものは、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは中断するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは引き続き係属するものとする。

5 更生手続が終了した際現に係属する訴訟手続（第五十二条第四項に規定する訴訟手続を除く。）であつて、第一百五十六条第一項又は第一百五十八条第二項の規定による受継があつたものは、更生計画認可の決定前に更生手続が終了したときは中断するものとし、更生計画認可の決定後に更生手続が終了したときは中断しないものとする。

6 前項の規定により訴訟手続が中断する場合においては、第五十二条第五項の規定を準用する。

第三款 租税等の請求権等についての特例

第一百六十四条 租税等の請求権及び第一百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、前二款（第一百四十四条を除く。）の規定は、適用しない。

2 第百四十二条の規定による届出があつた請求権（罰金、科料及び刑事訴訟費用の請求権を除く。）の原因（共助対象外国租税の請求権については、共助実施決定）が審査請求、訴訟（刑事訴訟を除く。次項において同じ。）その他の不服の申立てをすることができる处分である場合には、管財人は、当該届出があつた請求権について、当該不服の申立てをする方法で、異議を主張することができる。

3 前項の場合において、当該届出があつた請求権に関する更生手続開始当時訴訟が係属するときは、同項に規定する異議を主張しようとする管

財人は、当該届出があつた請求権を有する更生債権者等を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。当該届出があつた請求権に関連する行政手続開始当時更生会社の財産関係の事件が行政手続に係属するときも、同様とする。

4 第二百五十条第二項の規定は第百四十二条の規定による受継は、管財人が第二項に規定する届出があつたことを知つた日から一月の不变期間内にしなければならない。

5 第二百五十条第二項の規定は第百四十二条の規定による受継があつた請求権について、第一百五十七条、第一百六十条及び第一百六十一一条第一項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があつた場合について、それぞれ準用する。

第六章 株主

（株主の手続参加）

第一百六十五条 株主は、その有する株式をもつて

更生手続に参加することができる。

2 株主として更生手続に参加することができる者は、株主名簿の記載又は記録によつて定め

る。

3 裁判所は、株主名簿に記載又は記録のない株

主の申立てにより、当該株主が更生手続に参加

することができる。

この場合には、

株主の申立てにより、当該株主が更生手続に参加

することができる。

この場合には、

株主として更生手続に参加すること

ができる。

4 判所は、利害関係人の申立てにより又は職

権で、前項前段の規定による許可の決定を変更

し、又は取り消すことができる。

5 第三項前段の申立てについての裁判及び前項の規定による決定に対しでは、即時抗告をすることができる。

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を當事者に送達しなければならない。

この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

7 内容

（株主の議決権）

第一百六十六条 株主は、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、更生会社が単元株式数を定款で定めている場合においては、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

济することができない状態にあるときは、株主は、議決権を有しない。

第七章 更生計画の作成及び認可

第一节 更生計画の条項

（更生計画において定める事項）

2 更生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

3 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更

4 第二項の規定による異議の主張又は前項の規定による受継は、管財人が第二項に規定する届出があつたことを知つた日から一月の不变期間内にしなければならない。

5 第二百五十条第二項の規定は第百四十二条の規定による受継があつた請求権について、第一百五十七条、第一百六十条及び第一百六十一一条第一項の規定は第二項の規定による異議又は第三項の規定による受継があつた場合について、それぞれ準用する。

6 前号に掲げるもの以外の株式種類の株式

7 前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

8 更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、第一項各号に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。

9 更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、第一項各号に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。

10 第百八条第一項の規定により裁判所に納付された金額の額（第百十二条第二項の場合にあっては、同項の規定により裁判所に納付された金額の額及び第百十一条第一項の規定により定める金額の合計額）

11 知られている開始後債権があるときは、その内容

12 第七十二条第四項前段に定めるもののはか、更生計画においては、第四十五条第一項各号に掲げる行為、定款の変更、事業譲渡等（会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。）第百七十四条第六号及び第二百十三条の二において同じ。）、株式会社の設立その他更生のために必要な事項に関する条項を定めること

13 担保物（その耐用期間が判定できるものに限る。）がある場合は、当該耐用期間又は十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間に

14 前号に規定する場合以外の場合は、十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）

15 前項の規定は、更生計画の定めにより社債を発行する場合については、適用しない。

16 第百四十二条第二号に規定する更生手続開始の前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができる。

17 第百四十二条第二号に規定する更生手続開始の前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

18 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

19 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

20 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

21 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

22 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

23 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

24 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

25 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

26 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

27 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

28 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

29 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

30 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

31 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

32 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

33 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

34 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

35 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

36 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

37 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

38 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

39 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

40 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

41 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

42 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

43 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

44 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

45 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

46 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

47 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

48 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

49 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

50 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

51 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

52 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

53 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

54 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

55 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

56 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

57 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

58 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

59 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

60 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

61 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

62 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

63 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

64 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

65 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

66 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

67 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

68 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

69 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

70 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

71 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

72 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

73 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

74 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

75 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

76 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

77 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

78 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

79 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

80 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

81 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

82 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

83 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

84 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

85 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

86 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

87 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

88 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

89 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

90 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

91 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

92 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

93 前号に規定する場合においては、更生計画の定めにより徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

二 一般的の先取特権その他一般の優先権がある

更生債権

三 前号及び次号に掲げるもの以外の更生債権

四 約定劣後更生債権

五 残余財産の分配に関し優先的内容を有する

種類の株式

六 前号に掲げるもの以外の株式

七 前号第二号の更生債権について、優先権が有一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

八 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

九 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十一 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十二 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十三 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十四 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十五 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十六 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十七 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十八 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

十九 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十一 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十二 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十三 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十四 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十五 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十六 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十七 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十八 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

二十九 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

三十 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

三十一 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

三十二 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

三十三 前号に規定する更生手続開始前の時からさかのぼって計算する。

三十四 前号に規定する更生手続開始前の時からさ

響を及ぼす定めをする場合には、徵収の権限を有する者の意見を聽けば足りる。

一 更生手続開始の決定の日から一年を経過する日(その日までで更生手続終了の決定がある場合は、その日)。

る日（その日までは更生詰画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる

二 延滞税、利子税又は延滞金

の猶予の定めをする場合におけるその猶予期間に係る延滞税又は延滞金

徴収の権限を有する者は、前項本文の同意を

することができる。
前二項の規定にかかるらず、共助対象外国租

税の請求権については、その権利に影響を及ぼす定めをする場合においても、徵収の権限を有

する者の意見を聽けば足りる。

(更生債権者等の権利の変更)

主の権利の変更に関する条項においては、届出をした更生債権者等及び株主の権利のうち変更

されるべき権利を明示し、かつ、変更後の権利の内容を定めなければならぬ。そこで、第一百

の内容を定めなければならぬが、たゞ一章目
七十二条に規定する更生債権等については、こ
の項を除く。

の限りでない。

更生計画によつてその権利に影響を受けないものがあるときは、その権利を明示しなければならない。

(債務の負担及び旦暮の是共)
らない。

(債務の負担及び担保の提供)
第一百七十二条 更生会社以外の者が更生会社の事

業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供するときは、更生計画において、その者を明

示し、かつ、その債務又は担保権の内容を定めなければならぬ。更生会社の財産から担保を

提供するときも、同様とする。

更生計画において前項の規定による定めをするには、債務を負担し、又は担保を提供する

者の同意を得なければならぬ。
〔未確定の更生債権等の取扱い〕

第一百七十二条 第百五十一条第一項本文に規定する異議等のもの更正請求等が、その確定手続

る異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないものがあるときは、更生計画に

において、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(更生会社の取締役等)

第三百一十三条 次の各号に掲げることによりて、は、当該各号に定める事項を定めなければなら
ない。

一 更生会社の取締役に関する条項（次号から第四号までに掲げるものを除く。）取締役の氏名又はその選任の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時において代表取締役を定める場合における更生会社の取締役に関する条項（次号に掲げるものを除く。）取締役及び代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時において監査等委員会設置会社となる場合における更生会社の取締役に関する条項 監査等委員会法第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。第八百一十三条第十号及び第一百一十条第一項において同じ。）である取締役及びそれ以外の取締役並びに代表取締役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

四 更生会社が更生計画認可の決定の時において指名委員会等設置会社となる場合における更生会社の取締役に関する条項 取締役及び各委員会（会社法第四百条第一項に規定する各委員会をいい。以下同じ。）の委員の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

五 更生会社が更生計画認可の決定の時において会計参与設置会社となる場合における更生会社の会計参与に関する条項 会計参与の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

六 更生会社が更生計画認可の決定の時において監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。次項第三号において同じ。）となる場合における更生会社の監査役に関する条項 会計監査人の氏名若しくは名称又はその選任の方法及び任期

七 更生会社が更生計画認可の決定の時において指名委員会等設置会社となる場合における更生会社の執行役に関する条項 執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

八 更生会社が更生計画認可の決定の時において更生会社が更生計画認可の決定の時における更生会社の執行役に関する条項 執行役及び代表執行役の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

一 更生会社の清算人に関する条項（次号に掲げるものを除く。）清算人の氏名又はその選任の方法及び任期

二 更生会社が更生計画認可の決定の時において代表清算人を定める場合における更生会社の清算人に関する条項 清算人及び代表清算人の氏名又はその選任若しくは選定の方法及び任期

三 更生会社が更生計画認可の決定の時において監査役設置会社となる場合における更生会社の監査役に関する条項 監査役の氏名又はその選任の方法及び任期

（株式の消却、併合又は分割等）

第一百七十四条 次に掲げる行為に関する条項においては、更生手続が行われていない場合に当該行為を行うとすれば株主総会の決議その他の株式会社の機関の決定が必要となる事項を定めなければならない。

一 株式の消却、併合若しくは分割又は株式無償割当て

二 新株予約権の消却又は新株予約権無償割当て

三 資本金又は準備金の額の減少

四 剰余金の配当その他の会社法第四百六十一一条第一項各号に掲げる行為

五 定款の変更

六 事業譲渡等

七 株式会社の継続
(更生会社による株式の取得)

第一百七十四条の二 更生会社による株式の取得に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 更生会社が取得する株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 更生会社が前号の株式を取得する日
(株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得)

第一百七十四条の三 更生会社の発行する売渡株式等についての株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に關する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特別支配株主（会社法第百七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第三号及び第二百四十四条の二において同じ。）の氏名又は名称及び住所

二 会社法第百七十九条の二第一項各号に掲げ

三 特別支配株主が株式等先渡請求に係る売渡金額を交付するときは、当該金額の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、更生債権者等に対する同号の金銭の割当てに関する事項

(募集株式を引き受ける者の募集)

第一百七十五条 募集株式を引き受ける者の募集に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第百九十九条第二項に規定する募集事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これら者が会社法第二百三条第二項の申込みをしたときは募集株式の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

三 更生債権者等又は株主に対して会社法第二百三条第二項の申込みをすることにより更生債権者等又は株主の権利を与えられる権利を受けるときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集株式の割当てに関する事項

(募集新株予約権を引き受ける者の募集)

第一百七十六条 募集新株予約権 (当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下同じ。) を引き受ける者の募集に関する事項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項

二 第二百五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これら者が会社法第二百四十二条第二項の申込みをしたときは募集新株予約権の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

三 更生債権者等又は株主に対して会社法第二百四十二条第二項の申込みをすることにより更生会社の募集新株予約権の割当てを受ける

権利を与えるときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

四 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号（募集社債を引き受ける者の募集）

第五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号（募集社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集）

第六 前号に規定する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 会社法第六百七十六条规定各号に掲げる事項

二 募集社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

三 第二百五十五条第一項の規定により、更生計画の定めに従い、更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部が消滅した場合において、これらのが会社法第六百七十七条第二項の申込みをしたときは、募集社債の払込金額の全部又は一部の払込みをしたものとみなすこととするときは、その旨

四 更生債権者等又は株主に対して会社法第六百七十七条第二項の申込みをすることにより受けの申込みの期日

五 前号に規定する場合には、更生債権者等又は株主に対する募集社債の割当てに関する事項

第六百七十七条の二 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する株式の数（種類株式発行会社については、発行する株式の種類及び種類ごとの數）

二 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

三 更生債権者等又は株主に対する発行する株式の割当てに関する事項

四 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された新株予約権についての会社法第一百八十九条第一項、第一百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

五 第三百号に規定する場合において、当該新株予約権付社債についての社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

六 更生債権者等又は株主に対する発行する新株予約権の割当てに関する事項

七 更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えにする社債（新株予約権付社債についてのものを除く。以下この条、第一百八十三条第十三号及び第二百二十五条第五項において同じ。）の発行に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 発行する社債の総額

二 發行する社債の利率

三 發行する社債の金額

四 發行する社債の償還の方法及び期限

五 会社法第六百七十六条第五号から第八号の二まで及び第十二号に掲げる事項

六 發行する社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

二 吸收合併契約において定めるべき事項

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して更生債権者等に対して金銭その他の財産（以下「金銭等」という。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸收合併存続会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸收合併存続会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

ハ 住所並びに出資の価額

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して更生債権者等に対して金銭等（吸收合併存続会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸收合併存続会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

ロ 住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

二 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

二 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

二 吸收合併契約において定めるべき事項

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して更生債権者等に対して金銭その他の財産（以下「金銭等」という。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸收合併存続会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸收合併存続会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して更生債権者等に対して金銭等（吸收合併存続会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸收合併存続会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

二 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

二 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

二 吸收合併契約において定めるべき事項

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して更生債権者等に対して金銭その他の財産（以下「金銭等」という。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸收合併存続会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の株式で

二 新設合併契約において定めるべき事項

二 新設合併設立会社が新設合併に際して更生債権者等に対して金銭その他の財産（以下「金銭等」という。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該株式等が新設合併設立会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社においては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立会社の株式で

ただし、合併による解散の場合は、この限りでない。

(組織変更)

第二百七十九条 持分会社への組織変更に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 吸收合併契約において定めるべき事項

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して吸收合併存続会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸收合併存続会社の区分に応じての社債を含む。（以下この条、第一百八十三条第一項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。）

二 発行する新株予約権を割り当てる日

三 発行する新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、会社法第六百七十六条各号に掲げる事項

四 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された新株予約権についての会社法第一百八十九条第一項、第一百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

五 第三百号に規定する場合において、当該新株予約権付社債についての社債が担保付社債であるときは、その担保権の内容及び担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社の商号

六 更生債権者等又は株主に対する発行する新株予約権の割当てに関する事項

七 更生債権者等又は株主に対する発行する社債の割当てに関する事項

に限る。以下この項において同じ。)に関する条項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 吸收合併契約において定めるべき事項

二 吸收合併存続会社が吸收合併に際して吸收合併存続会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸收合併存続会社の区分に応じての社債を含む。（以下この条、第一百八十三条第一項においては、次に掲げる事項を定めなければならない。）

二 吸收合併存続会社が持分会社であるもの

一 第百五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等を定めた額

二 前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等の株主名簿に記載され、若しくは記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

三 前項本文の異議のない議決権を有する届出をした更生債権者等の届出の額

四 前項本文の異議のある議決権を有する届出をした更生債権者等又は株主、裁判所が定める額又は数。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

五 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも前項第四号の規定による決定を変更することができる。

（関係人集会が開催されない場合における議決権の額又は数の定め方等）

第一百九十二条 裁判所が議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合には、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は数に応じて、議決権行使することができる。

一 第五十条第一項の規定によりその額が確定した議決権を有する届出をした更生債権者等を定めた額

二 届出をした更生債権者等（前号に掲げるもののを除く。）裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

三 株主、株主名簿に記載され、若しくは記録され、又は第百六十五条第三項の許可において定める数

四 裁判所は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第一百八十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に対しても前項第二号の規定による決定を変更することができる。

（議決権の行使の方法等）

第一百九十三条 議決権者は、代理人をもつてその議決権行使することができる。

二 議決権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、第一百八十九条第二項前段に規定する期限までに、裁判所に對してその旨を書面で通知しなければならない。

三 前項の規定は、第一項に規定する代理人が委任を受けた議決権（自己の議決権を有するとき

は、当該議決権を含む。）を統一しないで行使する場合について準用する。

（基準日による議決権者の確定）

第一百九十四条 裁判所は、相当と認めるときは、一定の日（以下この条において「基準日」という。）を定めて、基準日における更生債権者表、又は記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることがある。

（更生計画案を決議に付する旨の決定と同時に、更生担保権者表又は株主名簿に記載され、又は記録されている更生債権者等又は株主を議決権者と定めることがある）

第一百九十五条 裁判所は、基準日を公告しなければならない。この場合において、基準日は、当該公告の日から二週間を経過する日以後の日でなければならぬ。

（議決権行使することができない者）

第一百九十六条 更生計画によつて影響を受けない権利又は第二百条第二項の規定によりその保護が定められている権利を有する者は、議決権を行使することができない。

（更生計画案の可決の要件）

第一百九十七条 更生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないところに限り、関係人集会において、裁判所の許可を得て、当該更生計画案を変更することができる。

（更生計画案の変更）

第一百九十八条 更生計画案についての議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないところに限り、関係人集会において、裁判所の許可を得て、当該更生計画案認可の決定をしなければならない。

（更生計画認可の要件等）

第一百九十九条 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百十条 裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、更生計画認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百十一条 裁判所は、更生計画案についての議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められ、かつ、当該更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないところに限り、当該更生計画案が可決されるに至らなかつた場合には、裁判所は、管財人、更生会社若しくは議決権者の申立てにより又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならぬ。ただし、続行期日において当該更生計画案が可決される見込みがないことが明らかである場合は、この限りでない。

（更生計画案を可決するには、第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じて、當たる議決権の総額の三分の一以上に超える議決権を有する者）

第二百十二条 裁判所は、前二項又は次条第一項の規定による決定があつた場合には、その裁判書を議決権者に送達しなければならない。ただし、関係人集会の期日において当該決議の言渡しがあつたときは、この限りでない。

（更生債権議決権行使することができる）

第二百十三条 更生債権議決権行使することができる。この場合においては、第一項に規定する種類の権利ごとに、当該権利についての次の各号に掲げる区分に応じて、當たる議決権の総額の三分の一以上に超える議決権を有する者）

第二百十四条 裁判所は、前二項又は次条第一項の規定による決定を除き、更生手続が法令又は最高裁判所規則の規定に違反している場合であつても、その違反の程度、更生会社の現況その他一切の事情を考慮して更生計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、更生計画認可の決定をすることができる。

（更生計画案認可の決定）

第二百十五条 第一百五十五条第一項本文に規定する労働組合等は、十六条第三項第三号に規定する者及び第四

イ 更生担保権の期限の猶予の定めをする更生計画案議決権行使することができる。更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当たる議決権を有する者

ロ 更生担保権の減免の定めその他期限の猶予以外の方法により更生担保権者の権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案議決権行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三以上に当たる議決権を有する者

ハ 更生会社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案議決権行使することができる。更生会社の事業の提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。ただし、その期間は、一月を超えることができない。

（第四節 更生計画の認可又は不認可の決定）

第二百十六条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百十七条 更生計画案の提出者は、議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないところに限り、関係人集会において、裁判所の許可を得て、当該更生計画案を変更することができる。

（更生計画案の変更）

第二百十八条 更生計画案についての議決権行使の方法として第一百八十九条第二項第一号又は第三号に掲げる方法が定められた場合には、更生債権者等及び株主に不利な影響を与えないところに限り、当該他の会社が当該行為を行うことができない。

（更生計画案認可の決定）

第二百十九条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百二十条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百二十一条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百二十二条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百二十三条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百二十四条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百二十五条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百二十六条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百二十七条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百二十八条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百二十九条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

第二百三十条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の決定）

第二百三十一条 裁判所は、更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

（更生計画案認可の要件等）

6	第一項に規定する場合には、会社法第二百九十九条第五項、第二百七条、第二百十条及び第二編第二章第八節第六款の規定は、適用しない。 （募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する特例）
2	第二百一十六条 前第一項の規定は、株主に対して会社法第二百四十二条第一項第一号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨の定款の定めがある場合について準用する。
2	第二百七十六条第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して同号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に對し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき又は社債、株式等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
1	当該更生債権者等又は株主が割当てを受けた募集新株予約権の内容及び数
3	第二百七十七条 第百七十六条第三号の期日
3	第二百七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨
4	第二百七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する者は、更生会社が第二項の規定による通知又は公告をしたにもかかわらず、同項第二号の期日までに募集新株予約権の引受けの申込みをしないときは、当該権利を失う。
5	第一項に規定する場合において、第二百七十六条第三号の募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は株主がその割当てを受ける権利の申込みをしないときは、これを取り捨てるものとする。
6	第二百七十六条の規定により更生計画において更生債権者等又は株主が募集新株予約権を引き受ける場合については、会社法第二百三十八条第五項、第二百四十七条、第二百八十六条の三の規定は、適用しない。

7	前項に規定する場合において、更生手続終了前に会社法第二百三十六条第三号に掲げる事項についての定めのある新株予約権が行使されたときは、同法第二百八十四条の規定は、適用しない。 （募集社債を引き受ける者の募集に関する特例）
2	第二百一十七条 第百七十七条第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主に対して同号の募集社債の割当てを受ける権利を与える旨を定めた場合には、更生会社は、これらの者に對し、次に掲げる事項を通知し、かつ、当該権利を有する更生債権者等の更生債権等につき無記名式の新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されているとき又は社債、株式等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用があるときは、当該事項を公告しなければならない。
2	第二百七十七条第四号の期日
3	第二百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨
3	第二百七十七条第四号の募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額
2	第二百七十七条 第百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨
2	第二百七十七条 第百七十七条第四号の募集社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額
1	第二百七十七条 第百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を譲り渡すことができる旨

3	第二百一十八条 第百七十九条の規定により更生計画において更生会社が解散することを定めた場合には、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。 （組織変更に関する特例）
3	第二百一十九条 第百七十九条の規定により更生計画において更生会社が組織変更をすることを定めた場合には、更生会社が同項に規定する吸收合併をする場合に、更生会社は、更生計画に定める時期に解散する。
2	第二百二十条 第百八十一条第一項の規定により更生計画において更生会社が同項に規定する吸收合併をすることを定めた場合には、次の各号に掲げる場合には、更生債権者等は、吸收合併がその効力を生ずる日（以下この条において「効力発生日」という。）に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
2	第一項に規定する場合において、第二百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は株主がその割当てを受ける権利の申込みをしないときは、当該権利を失う。
5	第一項に規定する場合において、第二百七十七条第四号の募集社債の割当てを受ける権利を有する更生債権者等又は株主がその割当てを受ける権利の申込みをしないときは、当該権利を失う。
6	第二百八十一条第一項第一号イに掲げる事項に定めにより更生計画において更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに株式を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は株主は、更生計画認可の決定の時に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同号の株式となる。

2	第二百一十七条の二 第百七十七条の二第一項の規定により更生計画において更生債権者等又は株主の権利の全部又は一部の消滅と引換えに株式を発行することを定めた場合には、更生債権者等又は株主は、更生計画認可の決定の時に、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、同号の株式となる。
2	第二百八十条第一項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の債権者
2	第二百八十条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新設合併に関する特例
2	第二百八十二条第一項第一号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の債権者
2	第二百八十二条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新設合併に関する特例

た者がある場合にあっては、その者。第五項において同じ。)が、第一百三十八条第一項に規定する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該破産債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げたものとみなす。

一 破産法第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額(同条第二項第二号に掲げる別権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があつた破産債権にあつては、当該債権の額)。次号において同じ)及び原因の届出。第一百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての同一項第一号に掲げる更生債権の原因の届出。

二 当該破産債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての破産法第一百十一条第一項第一号に掲げる第一項債権及び原因の届出。第一百三十八条第一項第一号に掲げる更生債権の内容としての額及び同項第一号に掲げる更生債権についての同一項第一号に掲げる更生債権の原因の届出。

三 破産法第九十八条第一項に規定する優先的破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百十一条第一項第二号に掲げるそぞの届出。第一百三十八条第一項第二号に掲げる一般的の優先権がある債権である旨の届出。

四 破産法第九十九条第二項に規定する約定劣後破産債権である旨の届出があつた債権についての同法第一百十一条第一項第二号に掲げるそぞの届出。第一百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出。

前二項の規定は、当該破産債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権としての届出があつた債権については、適用しない。

第二節 再生手続から更生手続への移行

(再生手続における管財人による更生手続開始の申立て) 第二百四十八条 再生手続における管財人は、再生債務者である株式会社に第十七条第一項に規定する債権届出のあった債権について届出名義の変更を受けた者が第百三十八条第一項に規定する債権届出があった場合にあっては、その者。第五項において同じ。)が、第百三十八条第一項に規定する

定する更生手続開始の原因となる事実があるとときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条において同じ。)の許可を得て、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

前項の場合は、第一項の許可の申立てがあつた場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該一般の利益に適合すると認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

二 裁判所は、第一項の許可の申立てがあつた場合には、当該申立てを却下すべきこと又は当該許可をすべきことが明らかである場合を除き、聽かなければならぬ。

三 第一項の規定による更生手続開始の申立てに当該申立てについての決定をする前に、第二百四十六条第三項に規定する労働組合等の意見を

4 第一項の規定による更生手続開始の申立てについては、第二十条第一項の規定は、適用しない。

(更生債権の届出を要しない旨の決定)

第二百四十九条 裁判所は、更生手続開始の決定をする場合において、第五十条第一項の規定により中止することとなる再生手続において届出があつた再生債権の内容及び原因、民事再生法第五十五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、更生債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの(同法第九十七条第一号に規定する再生手続開始前の罰金等を除く。以下この条において同じ。)を有する更生債権者は当該更生債権の届出をすることを要しない旨の決定をす

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに議決権の額の届出。

三 民事再生法第三十五条第四項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての民事再生法第九十四条第一項に規定するその旨の届出。第一百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出。

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があつた債権については、適用しない。

第三節 更生手続から破産手続への移行

(更生手続開始の決定があつた場合の破産事件の移送)

第二百五十条 裁判所(破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者についての再生手続において再生債権としての届出があつた債権については、当該再生債権としての届出をした者(当該再生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者が第百三十八条第一項に規定する債権届出があった場合にあっては、その者。第五項において同じ。)が、第百三十八条第一項に規定する

する債権届出期間の初日に、更生債権の届出をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げたものとみなす。

一 民事再生法第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があつた破産債権にあつては、当該債権の額)。

二 当該再生債権としての届出があつた債権についての当該債権の額並びに同条第一項に規定する再生債権の原因及び議決権の額の届出。

三 第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

(更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定)

第二百五十二条 破産手続開始前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該株式会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

二 前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

三 第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに同項第三号に掲げる更生債権の原因及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出。

三 民事再生法第三十五条第四項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての民事再生法第九十四条第一項に規定するその旨の届出。第一百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出。

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があつた債権については、適用しない。

第二百五十三条 裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、職権で、破産法第二十四条第一項の規定による中止の命令、同法第二十五条第二項に規定する包括的禁止令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第二項に規定する保全処分、同法第九十二条第一項に規定する管理命令又は同法第七十二条第一項の規定による保全処分(以下この条及び第二百五十六条

止又は更生計画不認可の決定があつた場合は、第五十条第一項の規定にかかるらず、当該決定の確定前においても、更生裁判所に当該更生会社についての破産手続開始の申立てをすることができる。破産手続開始後の更生会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後に第二百四十二条第一項の規定によることができる。破産手続開始後、更生会社による更生手続廃止の決定があつた場合も、同様とする。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げたものとみなす。

一 民事再生法第九十四条第二項に規定する別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出があつた破産債権にあつては、当該債権の額)。

二 前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

三 第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

(更生手続の終了に伴う職権による破産手続開始の決定)

第二百五十二条 破産手続開始前の株式会社について第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかが生じた場合において、裁判所は、当該株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。ただし、当該株式会社について既に開始された再生手続がある場合は、この限りでない。

二 前項前段の規定は、同項前段に規定する更生会社について既に開始された再生手続がある場合については、適用しない。

三 第一項の規定による破産手続開始の申立てに係る破産手続開始の決定は、同項前段に規定する決定又は同項後段の更生手続廃止の決定が確定した後でなければ、することができない。

二 当該再生債権としての届出があつた債権のうち前号に掲げる債権以外のものについての民事再生法第九十四条第一項に規定する再生債権の内容及び原因並びに同項第三号に掲げる更生債権の原因及び同項第三号に掲げる更生債権についての議決権の額の届出。

三 民事再生法第三十五条第四項に規定する約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての民事再生法第九十四条第一項に規定するその旨の届出。第一百三十八条第一項第二号に掲げる約定劣後更生債権である旨の届出。

前二項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が第百三十八条第一項に規定する債権届出期間内に更生債権の届出をした場合には、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があつた債権については、適用しない。

第二百五十四条 裁判所(破産事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、破産手続開始の前後を問わず、同一の債務者についての再生手続において再生債権としての届出があつた債権については、当該再生債権としての届出をした者(当該再生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者が第百三十八条第一項に規定する債権届出があった場合にあっては、その者。第五項において同じ。)が、第百三十八条第一項に規定する

第四項において「保全処分等」という。)を命ずることができる。

一 破産手続開始前の株式会社につき更生手続開始の申立ての棄却の決定があつた場合

二 破産手続開始前の更生会社につき更生手続開始の決定の取消し、更生手続廃止又は更生手続不認可の決定が確定した場合

三 破産手続開始後の更生会社につき更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後に第二百四十四条第一項の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合

2 裁判所は、前項第一号又は第二号の規定による保全処分等を命じた場合において、前条第一項本文の規定による破産手続開始の決定をしないこととしたときは、遅滞なく、当該保全処分等を取り消さなければならない。

3 第一項第一号の規定による保全処分等は、同号に規定する決定を取り消す決定があつたときは、その効力を失う。

4 破産法第二十四条第四項、第二十五条第六項、第二十八条第三項、第九十一条第五項及び第一百七十二条第四項の規定にかかるわらず、第二項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができない。

(更生手続の終了に伴う破産手続における破産法の適用関係)

第二百五十四条 破産手続開始前の株式会社に関する次に掲げる場合における破産法の関係規定

(破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第一百六十二条(第一項第二号を除く)、第一百六十三条第二項、第一百六十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第一百六十六条並びに第一百六十七条第二項(同法第七十条第二項において準用する場合を含む)の規定をいう。第三項において同じ。)の適用については、更生手続開始の申立て等(更生手続開始の申立て、更生手続開始によって効力を失つた特別清算の手続における特別清算開始の申立て、更生計画認可の決定により効力を失つた再生手続における再生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがな役若しくはこれらに準ずる者の行為をいう。以下この項において同じ。)は、当該更生手続開始の申立て等の前に破産手続開始の申立てがな

いときに限り、破産手続開始の申立てとみなす。

一 第二百五十二条第一項本文の規定による破産手続開始の決定があつた場合

二 更生手続開始の申立ての棄却の決定の確定前にされた破産手続開始の申立てに基づき、當該決定の確定後に破産手続開始の決定があ

った場合

三 更生手続開始の決定前にされた破産手続開

始の申立てに基づき、第二百三十四条第二号に規定する包括的禁止命令と、期間がある」とあるのは、一期間又は同法第五十条第二項の規

定により国税滞納処分をすることができない期

間がある」とする。

6 前項に規定する破産手続開始の決定があつた場合には、共益債権(更生手続が開始されなかつた場合における第六十二条第二項並びに第百三十四条第一項及び第四項に規定する請求権を含む。第二百五十七条において同じ。)は、財団債権とする。破産手続開始後の株式会社について第二百三十四条第一号から第三号までに掲げる事由の発生又は第二百三十六条若しくは第二百三十七条第一項に規定する更生手続廃止の決定の確定によつて破産手続が続行された場合も、同様とする。

(破産債権の届出を要しない旨の決定)

第二百五十五条 裁判所(破産事件を取り扱う人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、前条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合において同条第一項各号に規定する破産手続廃止の決定の確定による更生手続の終了に伴い前項各号に規定する破産手続開始の決定があつた場合

2 四 第二百五十五条第一項前段の規定による破産手続開始の申立てに基づき、破産手続開始の決定があつた場合

3 二 更生手続における再生手続開始の決定

4 一 更生手続開始の決定

二 更生計画認可の決定により効力を失つた再生手続における再生手続開始の決定

三 第一百三十六条第一項第一号、第二号又は第三号イに掲げる債権についての第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の原因の届出

四 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

5 一 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

二 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

三 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

四 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

五 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

六 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

七 第一百三十六条第一項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額及び同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる更生債権等についての議決権の額及び第百三十八条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる更生債権等の内容としての額から届出があつた更生債権等についての議決権の額を控除した額に係る部分につき破産法第百十一条第一項第三号に掲げる劣後的破産債権である旨の届出

及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。)の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出 破産法第一百一一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

前二項の場合においては、更生手続開始当时更生会社の財産につき存する担保権の被担保債権であつて更生債権としての届出及び更生担保権としての届出の双方の届出があつたものについて届出をしたものとみなされる破産債権の額は、前項の規定により当該更生債権及び当該更生担保権のそれぞれについて破産債権の額として届出をしたものとみなされる額を合算したものとする。

前二項の規定は、当該更生債権等としての届出をした者が破産法第一百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合には、当該更生債権等としての届出をした者が

有する第三項の更生債権等としての届出があつた債権については、適用しない。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い)

第二百五十六条 第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、第五十二条第一項の規定により中断した第九十七条第一項の規定においては、相手方もすることができる。受繼の申立てでは、相手方もすることはできる。

前項の場合においては、相手方の管財人に対する訴訟費用請求権は、財团債権とする。

第一項の場合において、第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の規定により中止した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受繼があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の株式会社についての更生事件に係るものは、その中断の日から一月(その期間中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二号の規定による保全処分等又は第二百五十四条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る)

及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。次項において同じ。)の被担保債権である更生債権についての第百三十八条第一項第三号に掲げる議決権の額の届出 破産法第一百一一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

前二項の場合においては、更生手続開始当时更生会社の財産につき存する担保権の被担保債

権であつて更生債権としての届出及び更生担保

権としての届出の双方の届出があつたものにつ

いて届出をしたものとみなされる破産債権の額

は、前項の規定により当該更生債権及び当該更

生担保権のそれぞれについて破産債権の額として

届出をしたものとみなされる額を合算したものと

とする。

前二項の規定は、当該更生債権等としての届

出をした者が破産法第一百十一条第一項に規定す

る債権届出期間内に破産債権の届出をした場合

には、当該更生債権等としての届出をした者が

有する第三項の更生債権等としての届出があつ

た債権については、適用しない。

(否認の請求を認容する決定に対する異議の訴

え等の取扱い)

第二百五十七条 第二百三十四条第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合において、第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、第五十二条第一項の規定により中断した第九十七条第一項の規

定による更生手続廃止の決定の確定によつて再

生手続が続行されたときは、共益債権は、再生

手続における共益債権とする。

第二百五十七条 雜則

(更生会社についての登記の嘱託等)

第二百五十八条 更生手続開始の決定があつたと

きは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、更

生手続開始の登記を更生会社の本店(外国に本

店があるときは、日本における営業所。第四項

及び次条第一項において同じ。)の所在地の登

記所に嘱託しなければならない。

前項の登記には、管財人の氏名又は名称及び

住所、管財人がそれぞれ単独にその職務を行う

ことについて第六十九条第一項ただし書の許可

があつたときはその旨並びに管財人が職務を分

掌することについて同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手続は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破

産手続開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手続が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

中に第二百五十三条第一項第一号若しくは第二

号の規定による保全処分等又は第二百五十四条

第二項各号に掲げる破産手續開始の申立てに係

る)

が生じた場合について同項ただし書の許可があつ

たときはその旨及び各管財人が分掌する職務の

内容をも登記しなければならない。

第一項の規定は、前項に規定する事項に変更

があるまでに破産手續が終了したときは、当該

訴訟手續は、終了する。

第五十二条第四項の規定により中断した第九

十七条第一項の訴えに係る訴訟手續であつて破

産手續開始前の株式会社についての更生事件に

係るものは、その中断の日から一月(その期間

(管財人等の特別責任罪)
第二百六十八条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は調査委員が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者、担保権者若しくは株主に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は改変した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 管財人、保全管理人、監督委員又は調査委員(以下この項において「管財人等」という。)が法人であるときは、前項の規定は、管財人等の職務を行う役員又は職員に適用する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百六十九条 第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者が第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(第四項において「代表者等」という。)が、第七十七条第一項又は第二百九一条第三項に規定する者の業務に関し、第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 第七十七条第一項に規定する者(同項に規定するこれらの者であつた者を除く。)が、その更生会社の業務に関し、第七十七条第一項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、前項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に関し、同項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)又は第二百九一条第三項の規定による検査を拒んだときも、第一項と同様とする。

4 第七十七条第二項に規定する更生会社の子会社の代表者等が、その更生会社の子会社の業務に関し、同項(第三十四条第一項、第三十八条又は第一百二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときも、第一項と同様とする。

(業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪)
第二百七十一条 更生手続開始の前後を問はず、債権者、担保権者又は株主を害する目的で、株式会社の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は改変した者は、株式会社について更生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 管財人等に對する職務妨害の罪)

第二百七十二条 管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が、その職務に關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理、監督委員、調査委員又は法律顧問が不正の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百七十三条 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(贈賄罪)

第二百七十四条 第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十条、第二百七十七条及び前条の罪は、刑法第四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

2 第二百六十八条及び第二百七十二条(第五項を除く。)の罪は、刑法第四条の例に従う。

2 第二百七十二条第五項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第一条

(施行期日)

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同

法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定(「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る)、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定(「石油

税」を「石油石炭税」に改める部分に限る)、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十

八条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条(国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第三号の改正規定に限る)、第一百四十条、第一百四十二条(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第三号、第十五条第二项第七号、第四十六条第一項第一号イ及び

四十三条规定に限る)、第一百四十四条まで、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十六条、第一百八十条、第一百八十二条、第一百八十七条(会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第一百二十九条の改正規定に

限る)及び第一百八十八条第一項の規定

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二百八十八条 前条の規定(第一百二十九条の改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施

行の際に納期限の到来していない石油石炭税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、前条の規定による改正後の会社更生法第一百二十一条の規定を適用する。

第三条

(罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同

法第一条の改正規定、同法第三条の改正規

定(「石油税」を「石油石炭税」に改める部

分に限る)、同法第四条の改正規定、同

法第五条の改正規定、同法第六条第二項の

改正規定、同法第七条の改正規定(「石油

税」を「石油石炭税」に改める部分に限

る)、同法第八条から第十九条までの改正

規定、同法第二十一条の改正規定、同法第

二十三条の改正規定及び同法第二十四条の

改正規定並びに附則第四十四条から第四十

八条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条(国税徵收法(昭

和三十四年法律第百四十七号)第二条第三

号の改正規定に限る)、第一百四十条、第一百四十二条(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第三号、第十五条第二项第七号、第四十六条第一項第一号イ及び

四十三条规定に限る)、第一百四十四条まで、第一百七十一条、第一百七十二条、第一百七十六条、第一百八十条、第一百八十二条、第一百八十七条(会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第一百二十九条の改正規定に

限る)及び第一百八十八条第一項の規定

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二条

(この法律の施行前にされた更生手続開始を超えない範囲内において政令で定める日から

の申立てに係る株式会社の更生事件について

は、なお従前の例による。

る部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規定(同法第二条第二項)を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。)、第二条の規定、第三条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。)、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十一条(第一項を除く。)、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十二条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三条号)第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第一百九条の規定、附則第一百二十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十条から第一百二十二条まで、第一百二十三条中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第八百三十一号)第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第一百二十九条中会社更生法(平成十四年法律第八百四号)第二百五条第四項及び第二百五十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

附 則

(平成一六年六月一八日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一日法律第一
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

抄

〔商業登記法〕とあるのは「金融商品取引法」
〔昭和二十三年法律第二十五号〕第九十条において準用する商業登記法〔と、商業登記法〕
〔五百四十五条〕とあるのは「金融商品取引法第
九十条において準用する商業登記法第百四十五
条」と読み替えるに改める部分を除く。)、同
法第百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百
条第一項及び第二条の十の改正規定、同法第
百二条の十一の改正規定(〔第十七条から〕の
下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を
加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号
及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条
第三项」を削る部分及び「読み替える」を「
同法第百四十六条の二中「商業登記法〔とあ
るのは「金融商品取引法〔昭和二十三年法律第
二十五号〕〕第二百二条の十一において準用する商
業登記法〔と、商業登記法第百四十五条〕
とあるのは「金融商品取引法第二十二条の十一に
おいて準用する商業登記法第百四十五条」と読み
替える」に改める部分を除く。)並びに同法
第百四十五条第一項及び第二百四十六条の改正規
定、第二十七条规定損害保険料率算出団体に関する
法律第二十三条から第二十四条の二までの改
正規定及び同法第二十五条の改正規定(〔第二
十三条の二まで〕を「第十九条の三まで(登
記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添
付すべき電磁的記録添付書面の特例)、第二
十一条から〕に、「第十五号及び第十六号」を
「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十
四条第一項の改正規定(〔第三百五十五条第一項本
文及び第四項〕の下に「から第六項まで」を加
える部分を除く。)、同法第六百六十四条第四項の
改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次
に一号を加える改正規定、同法第七十七条の
改正規定(〔第二十条第一項及び第二項〕を削
る部分及び「同法第二十四条第七号中「若
しくは第三十条第二項若しくは」とあるのは
「若しくは」と)を削り、「第百七十五条」と
の下に「同法第百四十六条の二中「商業登記
法〔とあるのは「投資信託及び投資法人に関する
法律第七十七条において準用する商業登記法第
百七十七条において準用する商業登記法〔と
と、商業登記法第百四十五条〕とあるのは
「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七
条において準用する商業登記法第百四十五
条」と)を加える部分を除く。)及び同法第二

百四十九条第十九号の次に「号を加える改正規定（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の八に五条を加える改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に「号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げた部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併による部分を除く。）、第三十九条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第三号及び第四号を除く。）、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百一十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に」「これらの規定中の」を加え、「これらの規定（同法第二百九十五条の三第一項第五号を除く。）中」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「株主」とあるのは「総代」と、「株主」とあるのは「総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条

第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「、第四十八条」を「、第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を「登記」」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職權抹消」を「職權抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条まで「に改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第一百五号)第六十七条において準用する商業登記法(「と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第二百五号)」第六十七条において準用する商業登記法(「と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百十六条の改正規定(「第二十二条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第二百十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四条)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。)並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律

第二十二条第一項第七号の次に「号を加える改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定（第二十七条）を「第十九条の三」に、「印鑑の提出、」を「）、第二十二条から第二十七条まで〔に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十一条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と「を削る部分及び「準用する会社法第五百七十三条第三項」との下に「、同法第一百四十六条の二中「商業登記法〔とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第百八十九条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」と「を加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（〔第三項を除く。〕）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と「を削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十二条の三」を「第五十三条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第三项の改正規定並びに同法第九十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六

中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一十二条の次に一号を加える改正規定、第八十三条の十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条の十一号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第一百一条第一項第四正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八条の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償規定第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定及び同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第二項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十九条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定及び同法第六十条の四第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定及び同法第六十条の四第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条」から第百三十七条まで、「並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。）第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第五十八条第七十七条第一項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二十二条の節名の改正規定、同法第八章第十二条の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第

則の規定によりなお従前の例による」ととされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第四八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十七条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第三百三条の規定並びに附則第一百十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に「、第八十七条の二」を加える部分に限る)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定め

(罰則に関する経過措置)
第一百二十四条 この附則の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなほ從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)
第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 拝抄
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九十三条の規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 第一百四十四条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第一百四十五条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第一百四十六条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

八 第一百四十七条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

九 第一百四十八条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十 第一百四十九条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十一 第一百五十条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十二 第一百五十二条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十三 第一百五十三条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十四 第一百五十四条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十五 第一百五十五条第一項の改正規定(令和五年六月一四日法律第五三号)
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第
八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の
次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の
二及び第八十五条の三を加える部分に限る。）
同法第九十二条に五項を加える改正規定 同法
第一百一一条の改正規定（第八十五条並びに
を「第八十五条から第八十六条まで及び」に改
める部分に限る。）同法第一百四十二条第二項の
改正規定、同法第一百六十六条规定の改正規定
同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定
（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から
第七項まで」を加える部分に限る。）同法第一百
九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第
二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を
加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規
定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項
を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の
目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加え
る改正規定及び同法第二章に一節を加える改正
規定、第六十七条中企業担保法第七条第二項
の改正規定（第十八条の下に、「第十八条
の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十
五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等
に関する法律第五十九条の次に一条を加え
る改正規定、第百十条中民事保全法第四十六条
の改正規定（第十八条の下に、「第十八条
の二」を加える部分に限る。）第百三十条中金
融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六
十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改
正規定、第百四十五条中民事再生法第一百五十五条
の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十
三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五
十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行
法第八十五条から第八十六条まで」に改める部
分に限る。）、第百六十一条第一項の規定、第二